



## 播磨新宮池田家史料の紹介

神戸大学近世地域史研究会

---

**(Citation)**

歴史文化に基礎をおいた地域社会形成のための自治体等との連携事業, 6(平成19年度事業報告書):1\*-27\*

**(Issue Date)**

2008-03-31

**(Resource Type)**

report part

**(Version)**

Version of Record

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81002293>



# 播磨新宮・池田家史料の紹介

## 神戸大学近世地域史研究会

### 〈神戸大学近世地域史研究会の紹介〉

#### ■史料翻刻及び研究論文・研究ノートの掲載にあたって

二〇〇五年度より『播磨新宮町史』編纂の継続事業として、神戸大学近世地域史研究会（以下、研究会）を発足、活動を開始した。研究会立ち上げの経緯や活動概要については本年度協議会報告をご参照いただきたい。

研究会では、新宮池田家の記録である「系譜」「系譜続録」をテキストとして、その読解を行ってきた。その成果を還元すべく今回「系譜」及び「系譜続録」の翻刻を掲載する。また「系譜」に関連する史料として「系譜之内御尋之趣御答」もあわせて掲載する（いずれも池田恭輔家文書）。

研究会での史料翻刻は、基本的に事前にテキストの担当箇所を割り振り、その担当者が解読文を用意して報告を行うというスタイルで進めてきた。読み合わせが済んだ箇所は、担当者がそれぞれテキストをデータ化し、逐次成果として集積していった。

さらに担当者には、可能であればわからない語句や疑問点、気になった点などを辞書等で調べ、報告いただくようお願いした。史料翻刻の末尾に利用の便を図るべく、史料用語について解説を付しているが、その骨子となったのは、研究会でのごうした報告である。

また史料翻刻に加えて、研究論文一本、研究ノート三本を掲載した。藤尾隆志氏（彰考館徳川博物館学芸員）には「本家大名が分家旗本に与えた影響について―維新期の新宮池田家・岡山藩池田家・鳥取藩池田家を事例に―」と題する研究論文を執筆いただいた。藤尾氏は『播磨新宮町史』（史料編Ⅰ）の近世

史部会の執筆メンバーである。研究ノートは山田修士氏「『髯崎村文書』にみる行倒人作法」、砂子了一氏「江戸町奉行池田播磨守頼方」、国重和義氏「重利公の母七条について」を執筆いただいた。いずれも研究会の参加メンバー、市民研究者の皆さんである。研究会での報告は回を重ねるごとに、当初語句の解説程度であったものが、別の史料などを用いて様々な角度から検証を行うなどより高度な報告へと展開していった。そのため、可能であればこのような報告内容も形に残したいと考え、それぞれが関心を持たれているテーマで何か執筆できないか、と研究会のメンバーに依頼したところ、山田・砂子・国重の三氏より快諾をいただいた。論文を執筆するのは初めてという方もおられ、文章化にあたっては随分悪戦苦闘されていたようだ。その成果をぜひ御味読いただければと思う。

単なる「古文書を読む」会に終わらせない、「研究会」としての運営にこだわってきたこともあって、無理をお願いすることも多かった。そのような厳しい内容にも関わらず応じていただけたこと、そしてひとつの形として提示できたことは、研究会としては大きな成果であり、重要な一歩であろう。

（文責・河野未央）

#### ■作業部会活動記録

「系譜」「系譜続録」「系譜之内御尋之趣御答」の活字化にあたっては、月一回の例会とは別途有志で作業部会を結成し、それぞれ作業にあたった。もともとふたをあけてみれば例会の参加メンバーのほとんどの方に快く作業協力を申し出ていただいたため、まさに会の全員で作りに上げたかたちとなった。

作業部会の日程は以下の通りである。

二〇〇七年 七月二日(土) 第一回作業部会会議

九月 九日(日) 第二回作業部会会議

一〇月 四日(木) 翻刻史料の校正作業

一〇月二日(日) 第三回作業部会会議

十一月 七日(水) 校正作業

十一月二七日(土) 第四回作業部会会議・校正作業

十二月 一日(土) 原本校合のため現地調査(大國)

十二月 八日(土) 第五回作業部会会議

校正作業は作業部会のメンバー全員で集まって行い、論文や解説等執筆原稿のやりとりについては基本的には電子メールで行った。

翻刻のデータ校正は山本勝三氏が担当した。また、冒頭には新宮池田家についての解説や関連する事柄についての図表を、文末には史料用語についての解説を付した。冒頭解説及び図表については、砂子了一・藤尾隆志・山本勝三の三氏、用語解説については東美美子・志賀蓮子・中川允子・宮地富美・藤尾隆志・藤岡美貴・山田美佳の各氏に、執筆いただいた。

(文責 河野未央)

### 【神戸大学近世地域史研究会・参加メンバー】(敬称略)

大國正美・添田仁・中子裕子・藤尾隆志・熟美保子

石川道子・木村修二

志水豊章・義則敏彦・吉益美奈子

東美美子・国重和義・志賀蓮子・砂子きよ子・砂子了一・中川允子・宮地富美・

山田修士・山本勝三・吉岡緑

春日井文夫・妹尾八重子・森元純一

静岡・前田結城・山田美佳・藤岡美貴・河野未央

### 【凡例】

各史料の翻刻にあたっての表記方法は次の通りである。

一 使用字体は原則として常用漢字とし、それ以外は正字を用いた。変体がない合字は現行の表記に改めた。ただし、歴史的用語などで必ずしも従わなかった箇所がある。また次の文字はそのままにした。

江(え) 而(て) 而已(のみ)

一 原則として原史料・原典のとおりを基本としたが、必要に応じて読点および並列点をつけた。

一 抹消がある箇所はその文字の左側に「……」を付けた。また抹消箇所に文字の上から訂正してある場合は、抹消を「曲溜紙」のように二重線で抹消して示し、左側に訂正された字句を記した。

一 朱筆はゴシック体で示した。

一 平出はいずれも罫字で表わした。

一 原史料に挿入記号があり、文字の挿入が指示されている場合、その箇所に文字を挿入した上、文字のポイントを下げて示した。

一 その他、史料の翻刻は慣用にしたがった。

### 【解題】

藤尾 隆志

#### ■「系譜」

新宮池田家には先祖からの系譜を記したものが複数残されている。この史料もそのひとつであり、池田重利より数えて一〇代目にあたる池田頼完が編集した『播磨新宮町史』(史料編1)にて一部活字化されている。また寛政一一年(二七九)の日付があるが、同年は幕府が諸武家の系譜をまとめた「寛政重

修諸家譜」(以下、「諸家譜」)の編纂を開始した年であるので、おそらく「諸家譜」編集のために幕府に提出した史料の写しであろう。

系譜は始祖とされる源頼政より始まる。そして浄土真宗で活躍した下間家(最初は下妻)から、初めて「池田」を称した重利を経て、現当主頼完(百助)の嫡男である頼功まで続く。

下間家時代の系譜は本願寺側に残る下間家のそれとほぼ一致し、また下間家は古くから真宗で活躍したことが本願寺側の史料からも確認できるので(『真宗史料集成第七巻』)、不明な点も多いものの、ある程度信憑性があると考えて良いだろう。多くの武家が系譜を操作するなかで、新宮池田家はかなりの代まで遡ることができる家であるといえよう。

内容が詳細になるのは池田重利からであり、重利の項では徳川將軍家から与えられた判物の写しも記されるなど、新宮池田家の履歴を知らううえで非常に有益な史料である。

### ■「系譜之内御尋之趣御答」

系譜の中から疑問点について、頼功(主水)が答える形をとっている。おそらく「諸家譜」の編者からの質問であろう。歴代当主の出生地や家族構成、他家(鴨方藩池田家)の書上と比較して一人記入漏れがあるのでないか、といった点など計八点の質問が記されている。

その他特徴として、年代的に一番古い質問が、「下間頼龍の妻が池田恒興の娘というのは、養女ではないのか。もしそうならば実父は誰か」という新宮池田家創設に関わる点であることがあげられる。編者が新宮池田家の前身である下間家の履歴にはあまり関心がなかったことがわかる(事実、「諸家譜」では下間頼龍から始まっている)。

また、正しい人名の読み方を尋ねている点も興味深い。「諸家譜」では人名ごとにふり仮名が打たれ、同書の冒頭には「諱の訓うたがはしく、または家につたへざるたぐひはすべてこれを闕」と記されているが、読み方の細部にまでこだわる編者の姿勢がうかがえる。しかしながら例えば政次に関して、「系譜」ではきちんとして「マサツグ」とルビがふられているのにも拘らず、改めて読み方

を質問するなど矛盾もある。当史料が文化七年(一八一〇)に提出したものであり、池田家が「系譜」を提出してから一〇年以上経過しているため、幕府側が「系譜」の原本を破棄もしくは紛失したためなのかもしれないが、詳細は不明である。

### ■「系譜統録」

一六代当主で兵庫県士族であった池田頼秀が編集したものであり、池田頼方以後の新宮池田家の系譜をまとめたものである。「系譜」を補う形で作成されたと考えられる。頼方と頼誠の部分に関しては、先述の『播磨新宮町史』(史料編一)に一部掲載されている。

内容を見ると、全体的に「系譜」よりも詳しいことがわかる。特に幕末期に当主だった池田頼方の項ではどのように彼が出世していったかが理解でき、また頼方の跡を継いだ頼誠の項では維新政府に領地安堵の運動を行ったり、領地収公を防ぐために藩への昇格運動を行ったが失敗し粟米支給になったことなどが記され、幕末維新期の新宮池田家の動静を知るうえで有益である。

その他にも明治時代に士族となった新宮池田家の事跡を追うことも可能で、女性である鶴子が一時的とはいえ家督を相続するなど、興味深い事例が記されている。また相次ぐ禄制や県貫属の変化など、維新政府の諸改革の一旦を垣間見ることが出来る。

### 【解説】

#### 新宮池田家について

##### 一、下間家と池田家について

新宮池田家について語る前に、下間家について触れなければならない。

藤尾 隆志

下間家は源頼政の末裔とされる宗重から始まる。承久元年（一二二九）に一門の頼茂が謀反の罰で後鳥羽上皇に討たれるという事件が起こった。「系譜」によると、宗重も連座をうけて処刑されるところ、親鸞の歎願によって一命をとりとめたとされるが、信憑性は低い。しかし親鸞に師事し、蓮位房と称して随ったのはある程度事実だと思われる。その後、蓮位房が常陸国下妻に移り住んだことから「下妻」と名乗り、仙藝の代に「下間」と改めたといわれる。以後、下間家は近代に至るまで本願寺の秘書的な役割を果たしたようである。

戦国時代には、下間頼龍が執事職を務めて頼如とともに織田信長と対立した。江戸時代に入り、本願寺が教如方の東本願寺派と准如方の西本願寺派に分かれると、頼龍は教如方についた。しかし頼龍が隠居する際、嫡男の頼広が家督を相続するべきところ、詳細は不明であるが教如と頼広に対立が生じた。そのため、慶長一四年（一六〇九）頼広は母方の叔父である池田輝政を頼り、池田家家臣となった。頼広は輝政嫡男の池田利隆付となり、名も利隆の「利」をもらい、「重利」と改めた。輝政死後は利隆より「池田」を称することを許され、池田越前守重利となった。

## 二、新宮藩の成立

徳川方と豊臣方の間に起こった大坂の陣では、利隆の指示により、重利は尼崎城を守った。その功績により元和元年（一六一五）、徳川家康から摂津国で一万石を与えられ、大名となった。同二年姫路藩主池田利隆が亡くなり、嫡男の幸隆（光政）が幼少のため、鳥取へ移封となった。新たに本多忠政が姫路城へ入部したが、石高は一五万石であり、池田家時代の四二万石から大幅に減少した。その結果、旧池田家領内で新たに複数の藩（龍野藩・明石藩など）が成立した。新宮藩もそのひとつであり、同三年（一六一七）、池田重利は播磨国揖東郡へ移封となり、鶴村に陣屋を設置した。しかし池田家の家臣団内で刃傷事件が起こり、実行犯を近隣の龍野藩および姫路藩の両本多家が匿ったことから、池田家と本多家の間で対立が生じた。そのため岡山藩主池田忠雄と鳥取藩

主池田光政をはじめとする、池田一門内の話し合いの結果、寛永四年（一六二七）に陣屋を領内の北部にあたる新宮村へ移動することになった。こうして名実共に新宮藩が成立した。

## 三、旗本新宮池田家

寛永九年（一六三二）に岡山藩主池田忠雄が死去し、嫡男の勝五郎（光仲）が幼少のため、鳥取藩の池田光政と領地替が行われた。

新宮藩でも寛文一〇年（一六七〇）に池田邦照が跡継ぎなく死去し、藩断絶の危機に陥った。そこで、池田光政や池田光仲らが幕府に働きかけた結果、邦照の弟である池田重教が新宮藩の領地の中から、三〇〇〇石を与えられる形をとり、新たに旗本として取り立てられることとなった。陣屋も新宮に置かれたままである。

以降、新宮池田家は時に岡山藩池田家や鳥取藩池田家の協力を得ながら、幕末まで相続していった。特に幕末に当主となった池田頼方は江戸町奉行などに任命され、動乱の日本で活躍した。

## 四、新宮池田家の解体

慶応三年（一八六七）、徳川慶喜が大政奉還を行い、その後も王政復古の大号令、そして戊辰戦争と日本は再び大きな転換期を迎えた。明治元年（一八六八）、新宮池田家の当主頼誠は、幕府に許可を得たうえで上京し、岡山藩池田家や鳥取藩池田家の協力を得ながら維新政府に対して、領地安堵の運動を進めた。一旦は認められたものの、まもなく領地は生野県管轄となり、頼誠も病死した。新宮池田家は頼誠の死を秘しながら、岡山藩池田家の家臣池田明善の子である明知（肇）を跡継としたが、家臣団もこの時期に解体し、ここに新宮池田家による新宮の支配も終焉を迎えた。

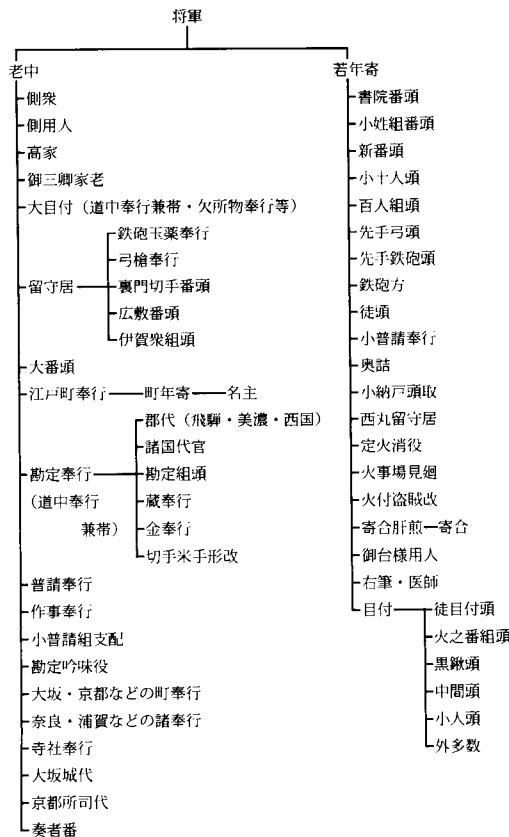
徳川幕府歴代将軍一覧

代数	氏名	父	生母	在職期間	生・没	享年	院号	葬地
1	家康	広忠(松平)	水野氏お大(伝通院)	慶長8・2・12～慶長10・4・16 (1603) (1605)	大文11・12・26～元和2・4・17 (1542) (1616)	75	安国院	久能山 日光山
2	秀忠	家康	西郷氏お愛(宝台院)	慶長10・4・16～元和9・7・27 (1605) (1623)	天正7・4・7～寛永9・1・24 (1579) (1632)	54	台徳院	増上寺
3	家光	秀忠	浅井氏お江(崇源院)	元和9・7・27～慶安4・4・20 (1623) (1651)	慶長9・7・17～慶安4・4・20 (1604) (1651)	48	大猷院	日光山
4	家綱	家光	増山氏お楽(宝樹院)	慶安4・8・18～延宝8・5・8 (1651) (1680)	寛永18・8・3～延宝8・5・8 (1641) (1680)	40	蔵有院	寛永寺
5	綱吉	家光	本庄氏お玉(桂昌院)	延宝8・8・23～宝永6・1・10 (1680) (1709)	正保3・1・8～宝永6・1・10 (1646) (1709)	64	常憲院	寛永寺
6	家宣	綱重(甲府)	田中氏おほら(長昌院)	宝永6・5・1～正徳2・10・14 (1709) (1712)	寛文2・4・25～正徳2・10・14 (1662) (1712)	51	文昭院	増上寺
7	家継	家宣	勝川氏おきよ(月光院)	正徳3・4・2～享保1・4・30 (1713) (1716)	宝永6・7・3～享保1・4・30 (1709) (1716)	8	有章院	増上寺
8	吉宗	光貞(紀伊)	巨勢氏おゆり(浄円院)	享保1・8・13～延享2・9・1 (1716) (1745)	貞享1・10・21～宝暦1・6・20 (1684) (1751)	68	有徳院	寛永寺
9	家重	吉宗	大久保氏おすま(深徳院)	延享2・11・2～宝暦10・4・1 (1745) (1760)	正徳1・12・21～宝暦11・6・12 (1711) (1761)	51	惇信院	増上寺
10	家治	家重	梅浜氏お幸(至心院)	宝暦10・9・2～天明6・9・8 (1760) (1786)	元文2・5・22～天明6・9・8 (1737) (1786)	50	俊明院	寛永寺
11	家斉	治済(一橋)	岩本氏おとみ(慈徳院)	天明7・4・15～天保8・4・2 (1787) (1837)	安永2・10・5～天保12・閏1・30 (1773) (1841)	69	文恭院	寛永寺
12	家慶	家斉	押田氏お楽(香琳院)	天保8・9・2～嘉永2・7・22 (1837) (1853)	寛政5・5・14～嘉永6・7・22 (1793) (1853)	61	慎徳院	増上寺
13	家定	家慶	跡部氏おみつ(本寿院)	嘉永6・2・23～安政5・8・8 (1853) (1858)	文政7・4・8～安政5・8・8 (1824) (1858)	35	温恭院	寛永寺
14	家茂	斉順(紀伊)	松平氏みさ(実成院)	安政5・12・1～慶応3・8・20 (1858) (1866)	弘化3・閏5・24～慶応2・8・20 (1846) (1866)	21	昭徳院	増上寺
15	慶喜	斉昭(水戸)	有栖川登美宮吉子(貞芳院)	慶応2・12・5～慶応3・12・9 (1866) (1867)	天保8・9・29～大正2・11・22 (1837) (1913)	77		谷中

但し、発表日をもって没日とした。  
竹内誠編『徳川幕府事典』(東京堂出版)(山本勝三氏作成)

【参考図・表】

江戸幕府職制表



1. 幕府職制の骨組

幕府の主要職制は三代将軍家光の時代に確立した。左表に示すように、役職は将軍を頂点として、大きく老中支配と若年寄り支配に分かれていた。老中は、政務を統括する最高職で、大名・朝廷・外国関係を扱い、大目付・町奉行・勘定奉行・遠国(浦賀・奈良等)奉行などを支配し、更に戦時には軍事も総督した。若年寄は、老中を補佐して、老中支配以外の諸役人を統括して、主に江戸城中の実務を担当した。更に、目付を指揮して旗本・御家人を支配した。

権力が一部の役職に集中して、独占される危険を避けるため、老中・若年寄など主要役職は、複数定員で月番交代制をとり、重大事件には合議制を採用していた。幕政に参与出来るのは、譜代大名と直参(旗本・御家人の総称)のみで、外様大名は勿論、御三家を筆頭とする将軍の親族も参与出来なかった。このため、室町幕府に見られたような、幕府中枢内部で、重要役職を占めた将軍親族の内紛によるような危機を避けることが出来た。

幕末動乱期に入ると共に、新しい職制として、将軍後見職・京都守護職・海軍奉行・陸軍奉行などが設置されている。

2. 臨戦態勢

幕府役職は、平時の指揮系統がそのまま戦時に適用される臨戦態勢にあるのが特徴と言える。

旗本は、騎兵の大番組・書院番組・小姓組・新番組の四組と、歩兵の小十人組があった。御家人は、徒士組・百人組などととも、先手組や留守居番の与力・同心として編成された。平時には、江戸城内や市中警備、将軍出行、巡回の随従を務めた。これら若年寄指揮下の番方に対して、町奉行や勘定奉行といった行政担当の諸役職も戦時には、配下の与力・同心などを指揮する部隊長としての役割を担っているのである。

参考文献 『江戸役人役職大事典』新人物往来社 平成7年4月刊  
左表は同書職制表よりその骨子を抜粋したものである。

(砂子子一氏作成)

## 『家譜』に見る役職について

役職	解説
旗本 寄合 寄合肝煎	將軍直属の家臣で、知行高1万石未満を直参といひ、旗本と御家人の区別があった。將軍に謁見を許される御目見以上を旗本と言ひ、それ以下を御家人と言う。無役で3千石以上を寄合、未満は小普請と称した。尚3千石未満でも、布衣以上の役を務めた者、大名家の分家なども寄合に編入された。無勤無役の高級旗本の集りと云える。無役の寄合・小普請の者でも役金の納入の義務があった。寄合金、小普請金とも云う。家禄により差があり、500石以上は、100石に付金2両。天保4年では、寄合163人中、3千石以上107人、以下163人の構成。寄合の取締役が寄合肝煎（布衣役）で、5人が任命され、教育指導、人事管理、城門警備などの役番の世話などを担当。3～5千石の中堅から選ばれた。（『江戸役人役職大事典』『大武鑑』）
四ツ谷口などの門衛	江戸城には外郭（浅草、四ツ谷、赤坂、など）内郭（和田倉、馬場先、外桜田、大手など）に分けて各12門（時代により変化）があった。外郭門は寄合が担当し時には外様大名を配置、内郭門は譜代大名担当とし、特に本丸大手門、西丸大手門には10万石以上の譜代大名を配置。勤番は10日交替。3ヶ年勤務。（松平太郎『江戸時代制度の研究』）
火事場見廻役	火災の時、風下にある大名家の邸宅の巡視、現場に於いては武家の出せる人夫を指揮して消防の實際を監察、人夫に不足あれば付近の武家より徴発する。鎮火後状況を上司に報告する。享保7年（1722）制度が出来た。純然たる官職ではなく御奉公と称えられた。（『江戸時代制度の研究』）
西丸目付	目付は、幕府の監察機関で、若年寄に属し、旗本・御家人の動向を觀察し、不正、非礼を弾劾するのが役目である。上司に問題あれば將軍への直言も認められていた。他から恐れられた存在であった。定員10人で欠員補充には、現任者の承認が必要であった。西丸目付の定員は6人、將軍・世嗣が滞在する時は増員された。（『江戸役人役職大事典』）
浦賀奉行	浦賀番所の長官。享保5年（1720）初置。出入りの船舶及び奥羽・江戸・大坂間の回漕荷物を検査し、付近の天領の民政にもあたった。安政開港前後から重要な職となり格式も高くなった。（『角川日本史辞典』）
奈良奉行	奈良町の行政及び寺社支配。慶長18年（1613）初置。老中の所管で京都所司代の指揮下にあった。（『角川日本史辞典』）
普請奉行	寛永9年（1632）初置。石垣・堀などの普請、地形縄取などの土木建築の基礎工事及び上水の管理を掌管。作事・小普請奉行とともに下三奉行と称した。使番その他の兼職による。老中に所属。（『角川日本史辞典』）
道中奉行	五街道宿場の伝馬・飛脚・旅宿など道中に関する一切の事務の総括。万治2年（1659）初置。大目付、勘定奉行双方から1名ずつ兼帯で大目付が主役。（『角川日本史辞典』）
勘定奉行公事方	寺社奉行・町奉行とともに三奉行の内で幕府の要職で旗本が任ぜられた。定員4名。幕領の租税徴収・訴訟取扱い、幕府財政の運営を担当。享保7年（1722）公事方と勝手方に別けて2名ずつ当てられた。前者は幕領の訴訟関連、後者は財政・民政を扱った。（『角川日本史辞典』）
町奉行	三奉行の内で幕府の要職。江戸府内の行政・司法・警察の一切におよんだ。定員は2名で南北両町奉行所にわかれ月番で交替に勤務。原則として旗本の任。勘定奉行の上座。（『角川日本史辞典』）
大目付	大名・交替寄合・高家など一切の幕政を監察することが主務。寛永9年（1632）総目付として設置。柳生宗矩らが初任。定員4～5名。旗本の任であるが、大名監察を任としたので大名並の待遇であった。（『角川日本史辞典』）
留守居	奥年寄とも言う。定員4～6名。大奥の取締り、非常立ち退き、諸国関所の女手形などの事務、將軍出行の際城中の留守番警備などを行う。弓矢・鉄砲奉行などを支配し、旗本最高の職とされた。（『角川日本史辞典』）
書院番	番方の一。江戸城の警備、將軍の出行・市中巡回の随従などが主務。慶長10年（1605）4組を初置、その後10組前後で、各組に番頭、組頭各1名、組衆50名、与力10騎、同心20人をおいた。小姓組と並んで両番と言う。（『角川日本史辞典』）
勤仕並寄合	勤仕並とは在官の役人と同様に役金を免除されることである。したがって寄合は勤仕並寄合、小普請は勤仕並小普請という呼び方になる。（『江戸時代制度の研究』）
布衣 諸大夫	旗本の役職には、御目見以上の役、布衣役、諸大夫役の3通りがあった。大番・両番などの番士、蔵奉行、膳奉行などの実務担当者が御目見以上の役。年始などの儀式に礼服の一種で麻地無紋の布衣を着ることが許される役職を布衣役と云い、目付、使番などの中間管理職的役職が多い。大目付、町奉行など幕府の閣僚クラスに就任すると、叙爵して、従五位下の位階と受領名などの官職を与えられる。これを諸大夫役と云った。礼服は麻地の大紋入りが許された。（『江戸役人役職大事典』）

・本表は、『家譜』記載の役職が細部にわたり過ぎて詳細不明のものが多く、『柳宮補任』にも同様に記載されている主要な役職を取り上げた。

・引用文献

橋本博編『大武鑑』中巻（名著刊行会 1965.5刊）

松平太郎『江戸時代制度の研究』（柏書房 1971.5刊）

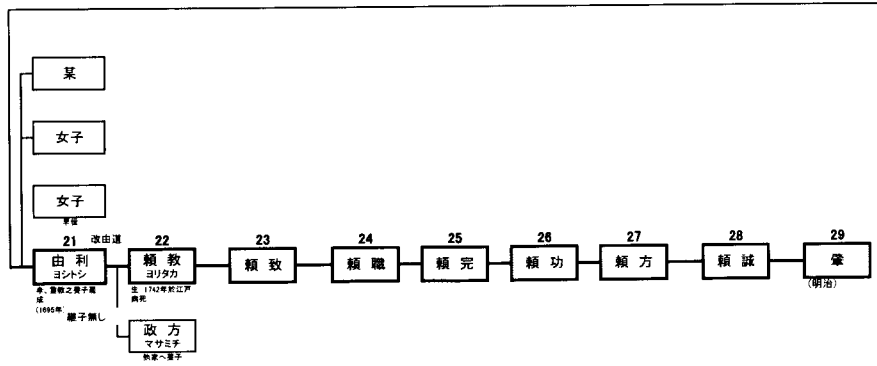
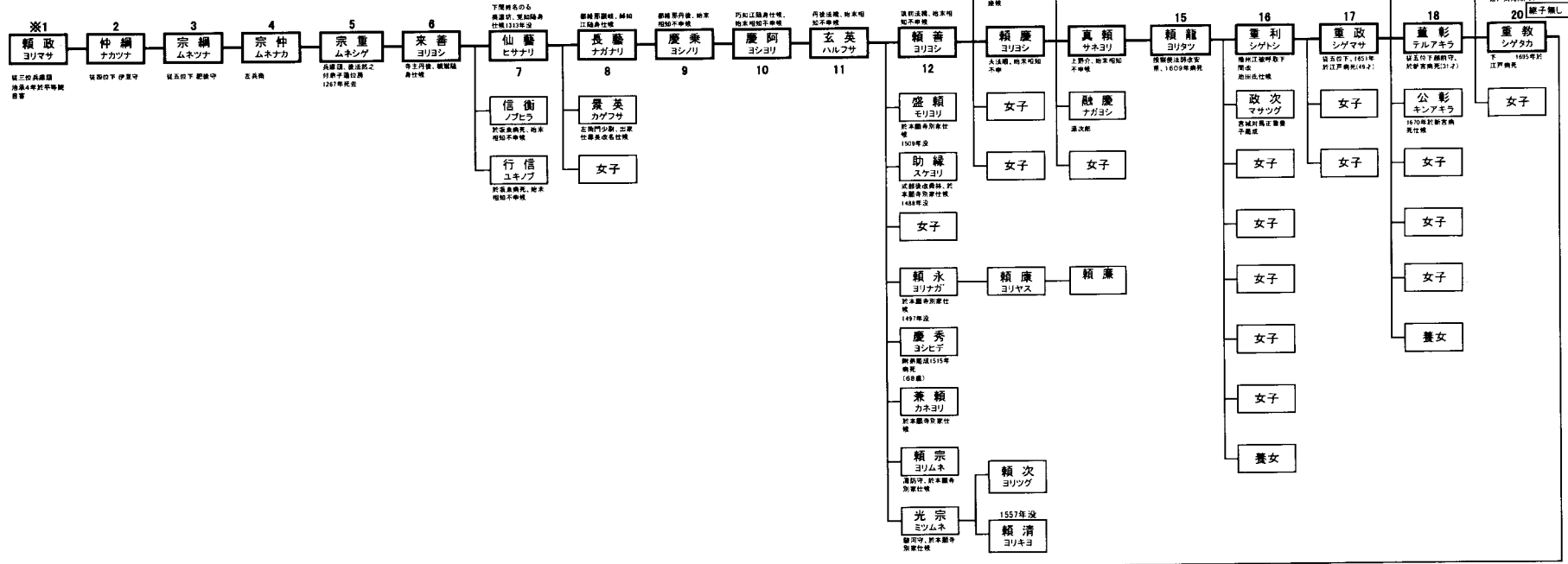
『江戸役人役職大事典』（新人物往来社編集・出版 1995.4刊）

『角川日本史辞典』二版（角川書店 1993.12刊）

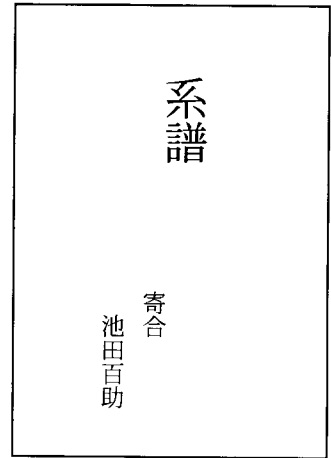
（砂子了一氏作成）

# 池田家系譜

☆新宮町史池田家譜より。  
一部『本願寺史』より加筆。  
数値は本表中に於ける家督継承順位を示す。



(表紙)



清和源氏

下間氏 後改 池田氏

先祖源三位頼政者伊豆国又丹州五ヶ庄播磨之内後又若狭国藤宮川領知仕罷在候様申伝候、且播州多可郡高松村居住仕候由申伝候得共、睨と仕候書留等無御座候

簾之紋 丸二桔梗 上羽蝶

幕之紋 右同断

家之紋 丸二桔梗

池田三左衛門尉輝政より貫請候

紋 上羽蝶

頼政

從三位 兵庫頭

母

治承四庚子年五月廿六日宇治合戦時於平等院自害仕候、于時七拾七歳、播磨国多可郡高松村長明寺江葬申候、法名源三位院建法澤山頼圓大居士

仲綱

正四位下 伊豆守

母

於平等院釣殿与父同時自害墓所等之儀は相知不申候

宗綱

從五位下 肥後守 左衛門尉

母

始末相知不申候

左兵衛

宗仲

母

始末相知不申候

宗重

兵庫頭 後蓮位房 又阿法

母

承久元年、依右馬頭頼茂事、於三条河原可被罪之処、本願寺之祖親鸞乞受之、除髪為仕、法然之附弟仕、蓮位房と改名為仕候、其節より親鸞諸州廻国之節は、隨身仕、後年常陸国下妻之南小嶋一字建立被仕、此所江蓮位房指置候付、自是下妻蓮位房申候、文永四年三月十日病死仕候、山城国愛宕郡洛陽芝野徳圓寺江葬申候

寺主丹後

来善

母

本願寺祖親鸞隨身仕候、始末相知不申候

美濃坊

仙藝

母

本願寺覚如隨身仕候、覚如之依意下妻之字下間と相改申候、正和二年十二月廿二日病死仕候、洛陽芝野徳圓寺江葬申候、法名釋性善

信衡

弥次郎

於坂東病死仕始末相知不申候

行信

於坂東病死仕始末相知不申候

識善坊

長藝

都維那讚岐

母

本願寺綽如江隨身仕候、始末相知不申候

景英

左衛門少尉

出家仕尊英改名仕候

母

始末相知不申候

女子

母

始末相知不申候

慶乘

都維那丹後

母

始末相知不申候

寺主丹後

慶阿

母 家女房

本願寺巧如江隨身仕候、始末相知不申候

童名松千代

玄英

丹後法橋

母 家女房

始末相知不申候

童名源八

頼善

筑前法橋

母 下河原五郎兵衛尉女

始末相知不申候

盛頼

宗次郎

備前守入道唯玄

於本願寺別家仕候、永正十六年三月十六日六十五歳二而病死仕候

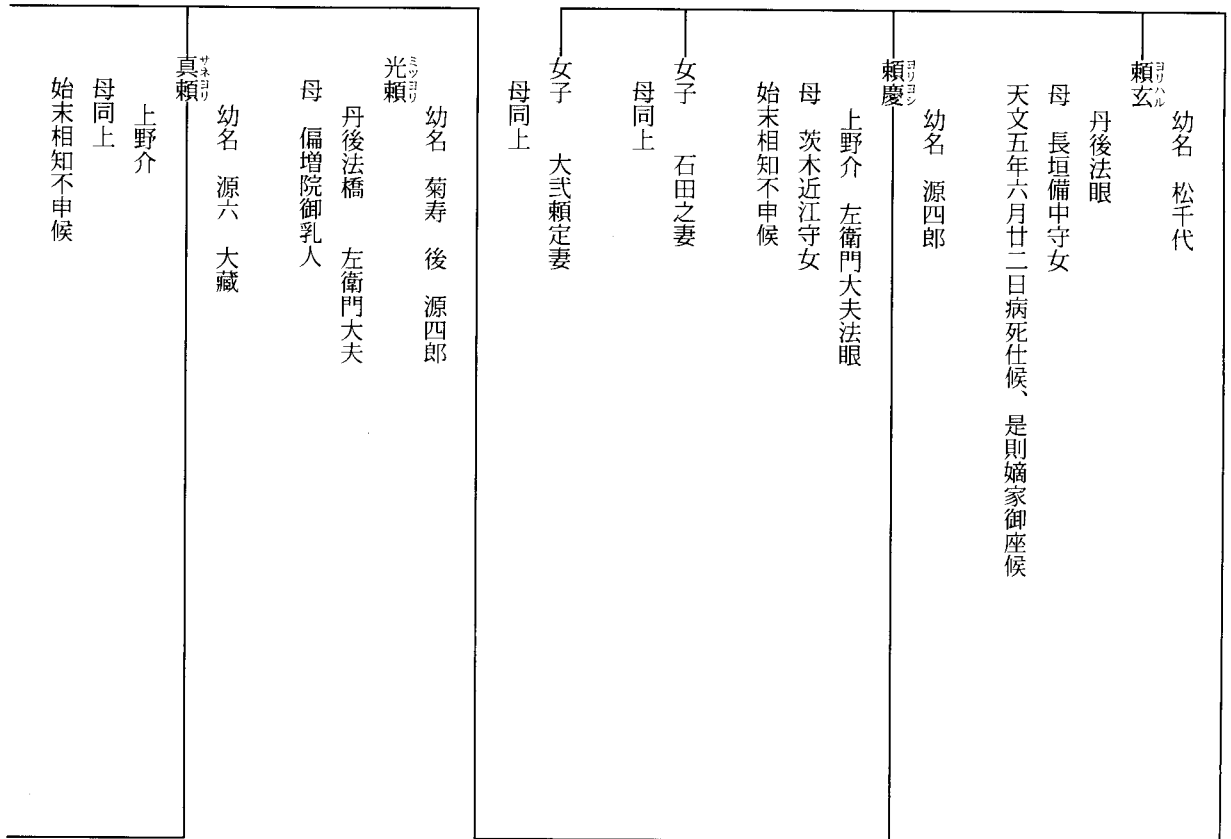
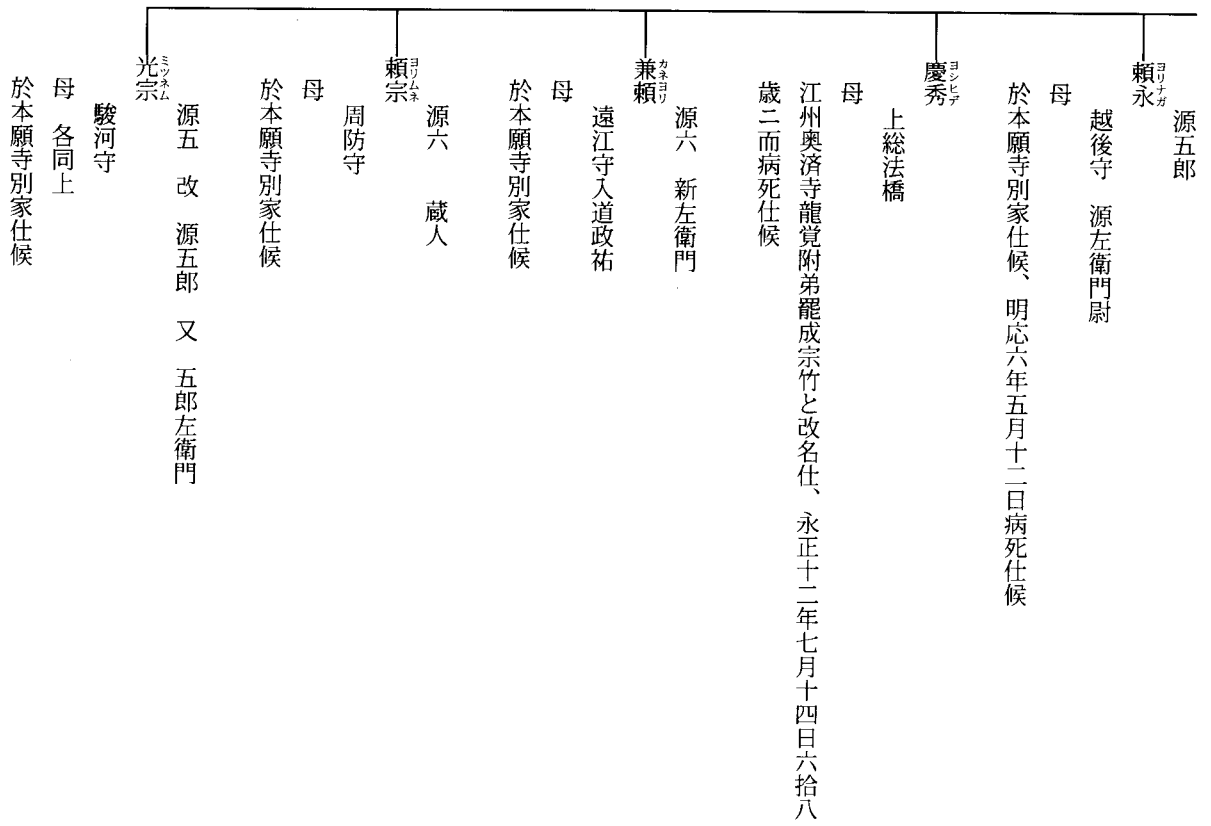
式部 後改 舜林

助縁

母

於本願寺別家仕候、長享二年七月十一日病死仕候

女子 典藥頭丹波從三位頼秀妻



融慶 源次郎

母

女子

母

幼名 松菊

頼龍

按察使法師 改安甫

母

妻 池田紀伊守入道勝入信輝女

慶長十四己酉年六月十五日病死仕候、洛陽芝野徳圓寺江葬申候、法名釋了明

幼名 源十郎

重利

從五位下上野介 後改越前守

任官仕候年号月日相知不申、并二口宣も無御座候得共

有徳院様御代秋元但馬守様より御尋之節相知不申候段、御届申上相濟申候

母 池田紀伊守入道勝入信輝女

妻 加州大聖寺城主

山口玄蕃頭女

越前守重利儀如父下間家相統可仕処、本願寺教如門跡契約相違之儀共御座候付、叔父池田三左衛門尉輝政播州江呼取申候、其節より下間改

池田氏仕候

御当家江被 召出候迄は、輝政方二罷在候、于時慶長十九寅年夏五月廿一日、

権現様江於駿府被為 召、重利密々有恩顧之旨、四十里と云名馬并時服等拝領仕、御暇被下、且池田武蔵守利隆江

御命御座候而、越前守儀撰州尼ヶ崎城被指置候、大坂御陣兩年之間、堅固相守候、依之大坂平均之後、元和元卯年之秋、二条之御城江被 召出、

為御褒美撰州阿部郡關郡之内老万石被下之、御譜代並可相勤旨被 仰付候、其後元和三年、播磨国江所替被 仰付候、其節頂戴仕候御判物于今所持仕候、左之通

撰津国河部郡之内四千四百式拾參石余、關郡之内五千五百七拾六石余、都合老万石之事宛行訖、全可領知者也、仍如件

元和元年七月廿一日御墨印

池田越前守とのへ

播磨国揖東郡之内式拾六ヶ村、都合老万石<sup>目録在別紙</sup>事宛行之訖、可全領知者也

元和三年九月十一日御朱印

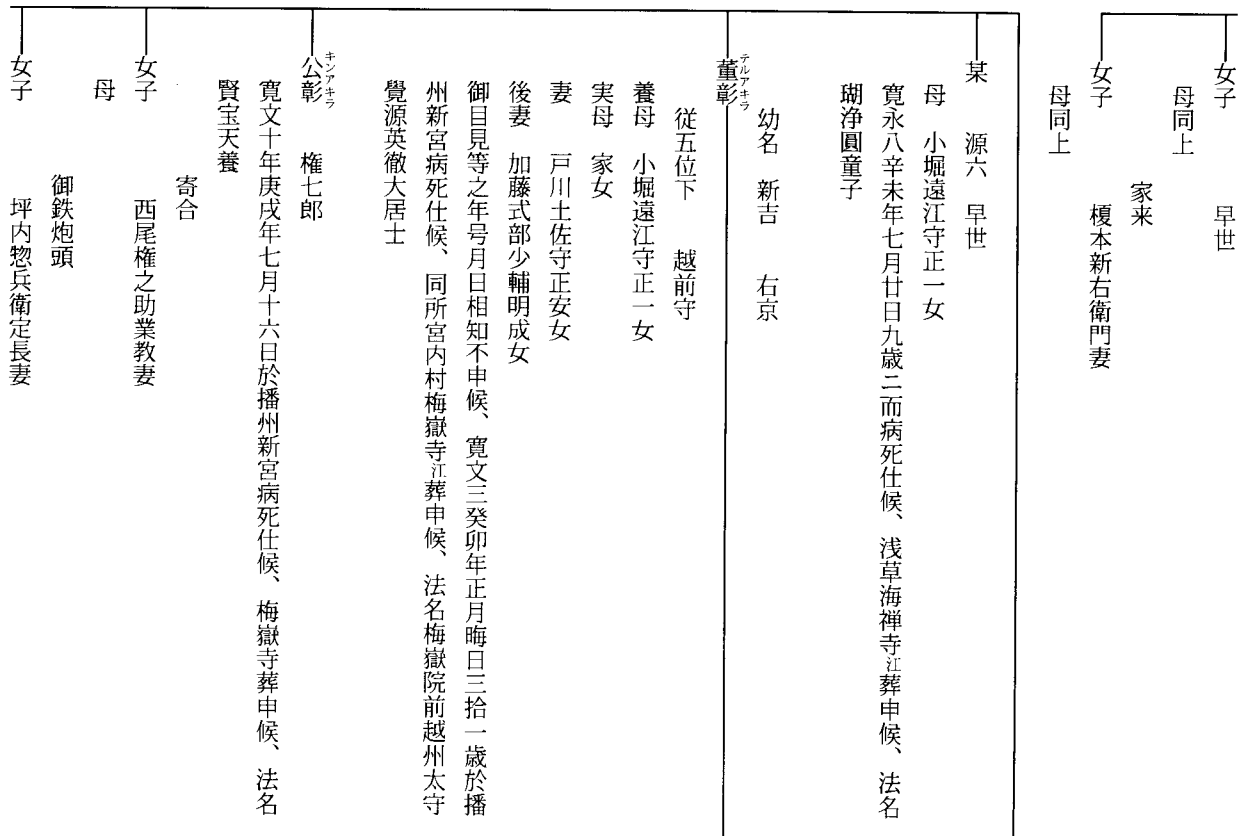
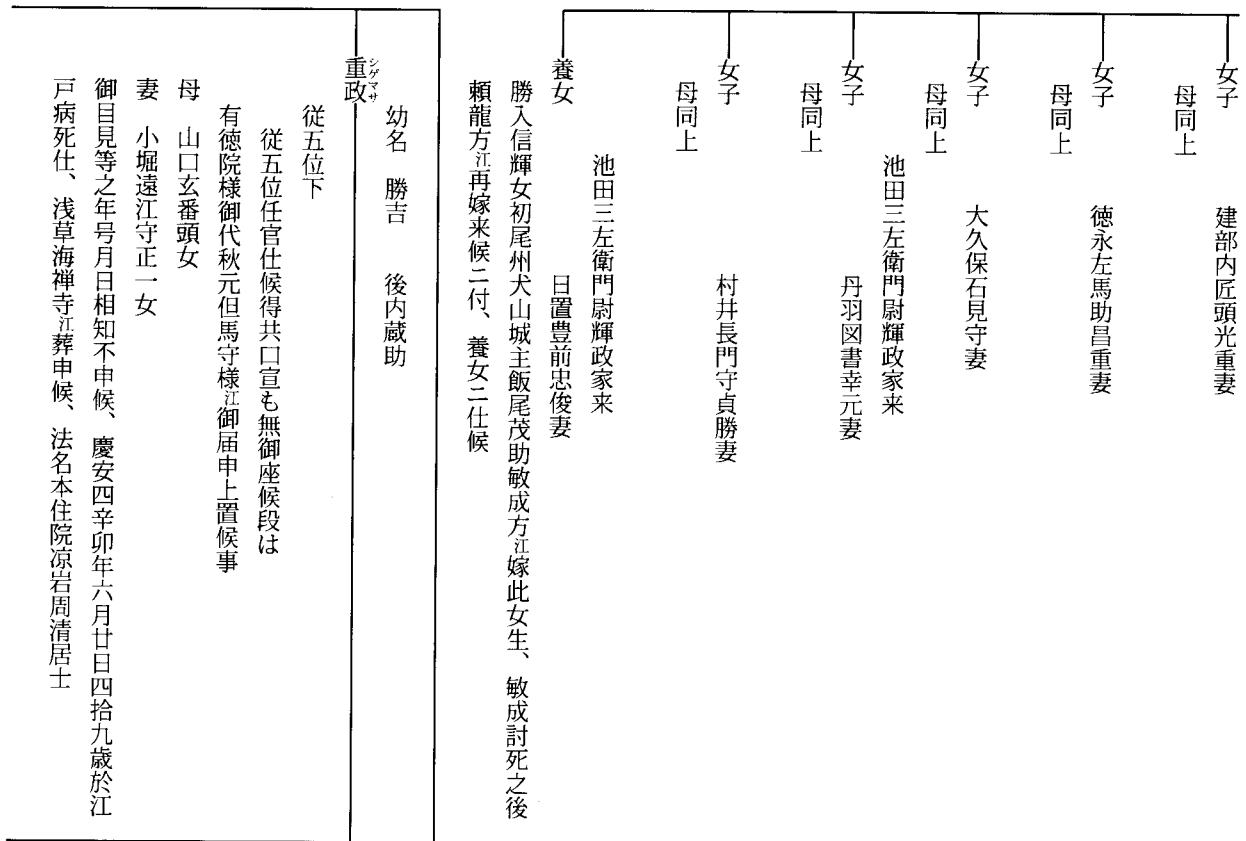
池田越前守とのへ

台徳院様御代福嶋左衛門大夫正則御改易、広嶋城請取之時越前守重利從播州馳參仕候節、分限之外人数多召具之段達 上聞有 御感、御加扶持二万石並被下之、彼地退散之後直二備後輛在番被 仰付候、其後御譜代並之通相勤、寛永八年十一月十日四拾六歳於江戸病死仕候、浅草海禪寺江葬申候、法名前越州太守義山宗徳大禪定門

政次 宮城筑後

母 同上

池田三左衛門尉輝政家来宮城対馬正重養子罷成候、年号月日相知不申候

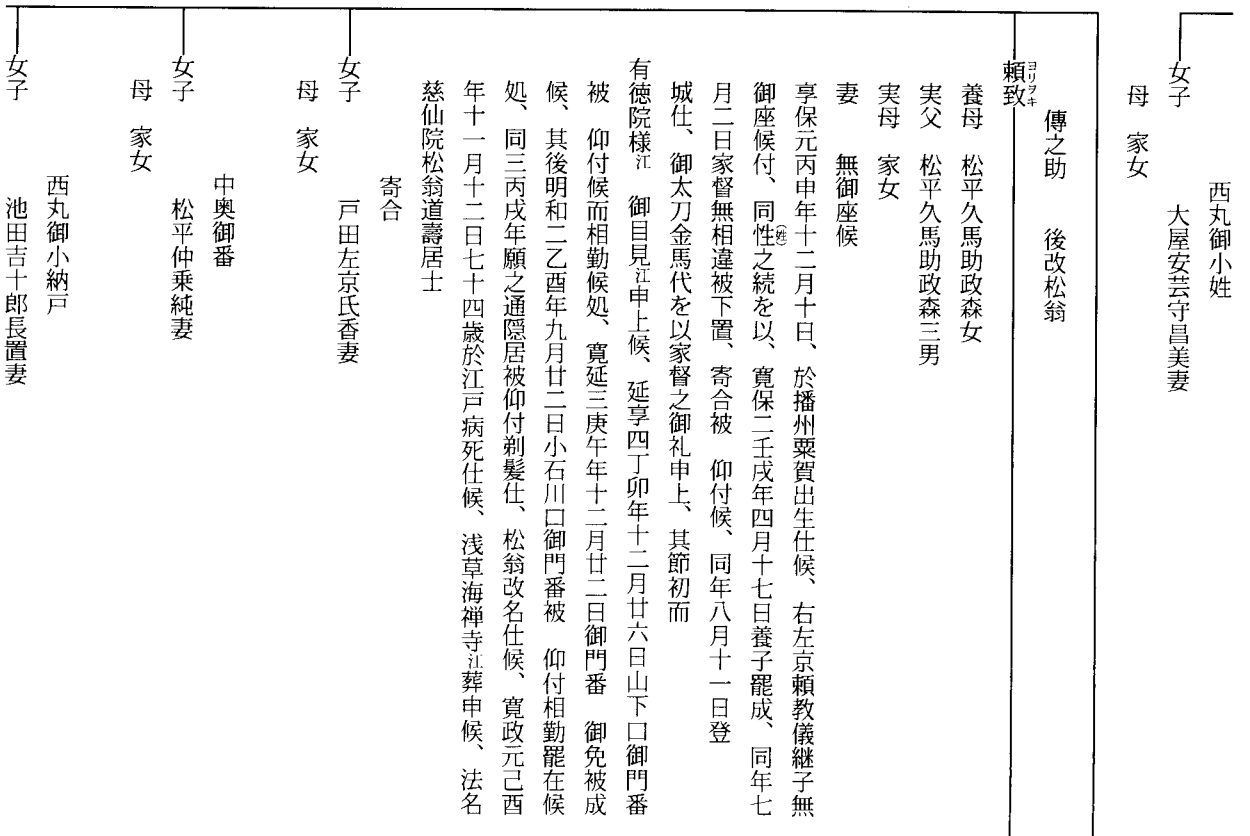
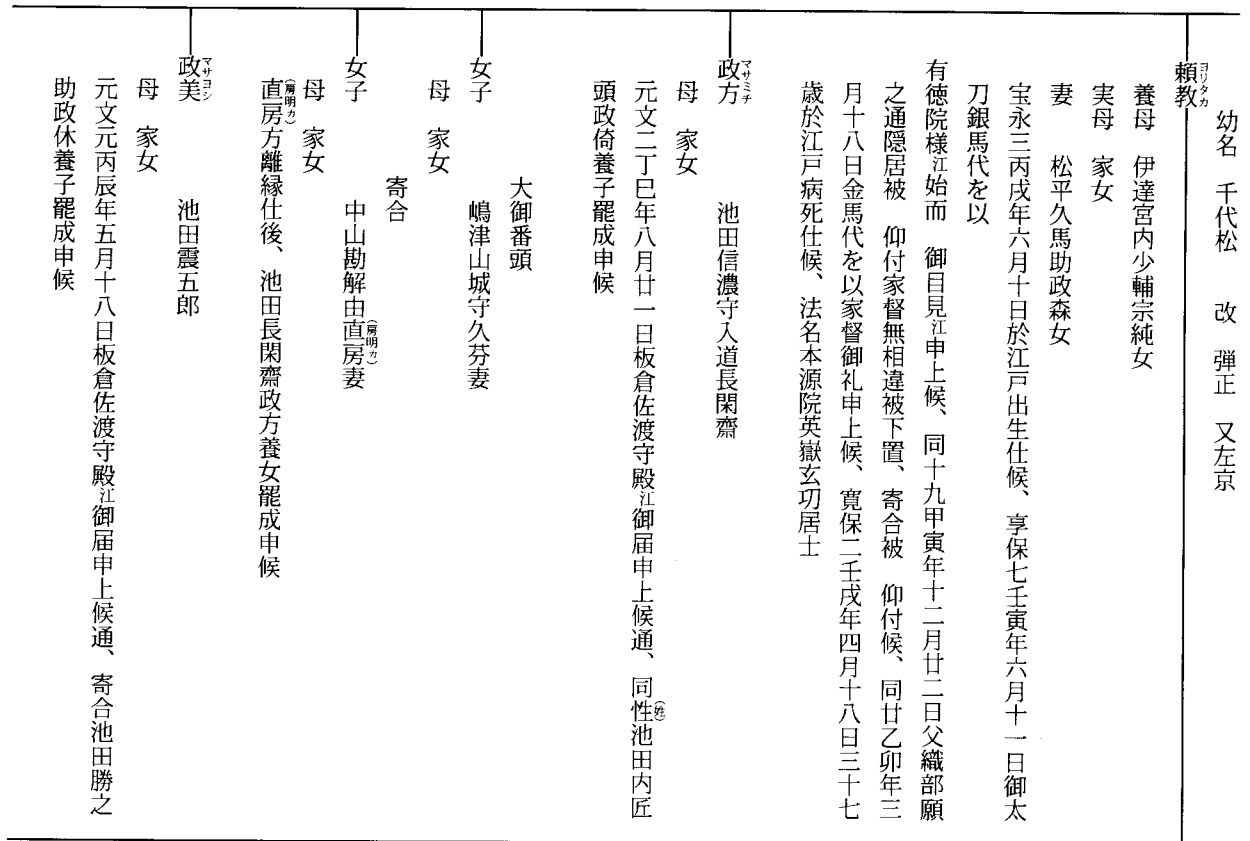


母  
松平新太郎光政家来  
女子  
布施官兵衛妻  
母  
養女  
藤枝日向守妻  
実西尾権之助業教女二御座候、重政養女二仕候

邦照  
又八郎  
母 戸川土佐守正安女  
寛文三癸卯年三月廿五日家督無相違被下置、同年四月七日家督之御礼申上候、寛文十戌年正月廿八日十三歳於江戸病死仕候、浅草海禅寺江葬申候、法名春叢院仁澤元厚居士  
治左衛門  
重教  
母 同上  
妻 松平備後守恒元女  
寛文十戌年兄又八郎幼年二而病死仕、如御法知行被 召上候、然処同年三月十七日  
嚴有院様被為 召候付治左衛門儀登  
城仕候処、以数代由緒新規三千石被下之、寄合被 仰付候、松平新太郎・松平相模守願之趣達 上聞之旨被 仰出候、元禄八亥年四月四日三十六歳於江戸病死仕候、浅草海禅寺江葬申候、法名翰光院湖月宗松居士  
女子  
早世  
母 加藤式部少輔明成女

金次郎  
某 早世  
母 松平備後守恒元女  
女子  
早世  
母同上  
女子  
早世  
母同上  
由利  
改由道 幼名豹次郎 改織部

養母 松平備後守恒元女  
実父 松平伊予守綱政家来  
池田主水由孝二男  
実母 家女  
妻 伊達宮内少輔宗純女  
天和二壬戌年於備前国出生仕候  
右治左衛門重教儀継子無御座候付、同性之統を以元禄八乙亥年四月十四日養子罷成、同年七月十一日家督無相違被下置、同八月六日登城仕御太刀金馬代を以家督之御礼申上其節初而  
常憲院様江 御目見江申上候、同十四辛巳年九月廿二日、御扈從並被仰付、同十五年午年六月御扈從被 仰付、同年十月四日於 御城 御免被成如以前若年寄支配寄合被 仰付候、享保十二丁未年十一月十一日小石川口御門番被 仰付、同十五庚戌年十一月十八日御門番御免被成候、同十九甲寅年十二月廿二日願之通隱居被 仰付、剃髮仕素塵改名仕候、寛保三癸亥年三月五日六十二歳於江戸病死仕候、下谷正燈寺江葬申候、法名拂帚院得翁素塵大居士



母 同

御書院番

菱沼伊賀守組

井戸十右衛門弘俊妻

女子

改 直好 織部

頼職

母 家女

松平伊豫守宗政家来

妻 伊木長門忠知女

寛保二壬戌年二月十二日於江戸出生仕候、宝曆十庚辰年四月廿八日御

太刀銀馬代を以

惇信院様江初而 御目見江申上候、明和三丙戌年四月三日父松翁願之通

隠居被仰付、家督無相違被下置、寄合被仰付候、同年七月十八日御太

刀金馬代を以家督之御礼申上候、明和四年丁亥年正月十五日市ヶ谷口

御門番被 仰付、同七庚寅年正月十三日御門番 御免被成候、其後安

永二癸巳年八月十三日山下口御門番被 仰付、同五丙申年八月八日御

門番 御免被成候、同九庚子年八月廿日願之通隠居被 仰付候

主計

頼安

母 家女

明和六己酉年十一月廿六日十九歳於江戸病死仕候、浅草海禅寺江葬申

候、法名勝倫院圓覺定恵居士

源太郎

某

母 家女

明和七庚寅年五月廿一日三歳二而於江戸病死仕候、浅草海禅寺江葬申

候、法名温質恵空童子

女子 早世

母同

御先手

養女 彦坂九兵衛忠篤妻

実松平伊予守家来伊木長門忠知女御座候、明和九壬寅年八月廿五日御

届申上、直好養女仕候、

養子

養女 池田百助頼完妻

実池田長閑齋政方女御座候、安永七戊戌年九月十三日御届申上、直好

養女仕候

百助

頼完

松平伊予守宗政家来

養母 伊木長門忠知女

実父 松前若狭守資廣二男

実母 家女

妻 養父直好養女

宝曆八戊寅年九月廿五日於松前出生仕候、右織部直好儀継子無御座、

同性并親類之内養女と年齢相応之者無御座、続合は無御座候得共養子

奉願候処、安永八己亥年七月四日願之通被 仰付候、同九庚子年八月

廿日養父織部儀願之通隠居被 仰渡、家督無相違被下置候、同年十一

月十八日登 城仕御太刀金馬代を以家督之御礼申上、其節初而

俊明院様江 御目見江申上候、天明元辛丑年八月廿一日清水口御門番被

仰付相勤候処、同四甲辰年八月十二日御門番 御免被成候、其後天

明七丁未年正月廿九日四ッ谷口御門番被 仰付相勤候処、寛政二庚戌

年正月十八日御門番 御免被 仰付候、又同九丁巳年十月四日赤坂口

御門番被 仰付候

養子

女子 主水頼切妻

母 家女

寛政十一己未年五月三日病死仕候段御届申上候

交代寄合

女子 近藤縫殿助用恒妻

母同上

幼名吉之助 改角次郎 又主水

頼切

養母 養祖父直好養女

実父 池田信濃守入道長閑齋政方六男

実母 家女

妻 養父頼完女

明和八辛卯年十一月朔日於江戸出生仕候、私儀継子無御座、統近之内  
相応之者も無御座同性之統御座候間、養子仕度奉願候処、寛政四壬子  
年九月廿七日願之通被 仰付候、同丁午年六月十三日登 城仕御太  
刀銀馬代を以初而  
当將軍江 御目見江仕候

右之通御座候、以上

本国摂津

高三千石播磨国 生国松前

居屋鋪下谷三ノ輪町

寄合

寛政十一己未年 池田百助四拾貳歳判

十一月

(表紙)

系譜之内御尋之趣御答

寄合

池田百助

当時

寄合

池田主水

池田主水

一 按察使頼龍妻池田紀伊守信輝女と有之候得共、右は信輝養女二は無之哉、若  
養女二候ハ、実父之身分姓名実名書出之事

御答

頼龍妻池田紀伊守信輝女、母は荒尾美作守女実名相知不申候、初信長  
公之弟安房守信時室、生女子幼名七條、信時卒去後依信長公之命再嫁  
勝入時七條式歳母は来為勝入女

一 右同人二男筑後政次実名江かな附之事

御答

政次

一 越前守重利より又八郎邦照迄代々出生之地名書出之事

御答

越前守重利生国相知不申候、内蔵助重政生国は武蔵二而御座候、地名  
相知不申候、越前守薫彰生国右同断御座候、地名同断、又八郎邦照右  
同断御座候

一 右京薫彰於播州新宮死去と有之、右新宮は越前守重利代より之居所二も候哉  
之事

御答

右同人儀於同所死去仕候、越前守重利代より又八郎代迄播州新宮居所  
二御座候

一右同人弟権七郎公彰并同人妹三人母附之事

御答

権七郎公彰母家女二御座候、妹三人も右同断御座候

一右同人二男治左衛門重教共分知三千石国郡書出之事

御答

治左衛門重教分知二而八無御座候、兄又八郎幼年二而死去仕候付、志  
万石被 召上、於同所三千石被下置候、播州揖東郡新宮居所二御座候

一織部直好養女実は池田長閑齋政方女百助頼完妻と認出候処、池田信濃守書上

二は政方女兩人直好養女二相成候趣二候、志人認落二は無之哉之事

但信濃守書上之通二も候ハ、認落養女兄弟順誰姉誰妹二定候申儀可認

出候

御答

織部直好養女実は池田長閑齋政方女百助頼完妻死去仕候付、同人妹又  
候養女仕、百助妻二相願直好養女仕候、引移無之内死去仕候付、認落

二御座候

一 百助頼完初之実名資清と称し候ハ、かな附之事

御答

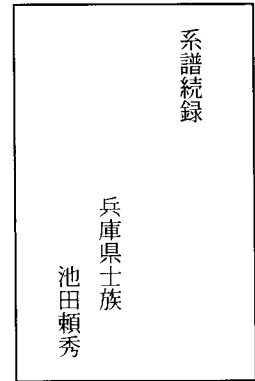
百助頼完初之実名資清ヌケナリと申候

右之通御座候、以上

文化七庚午年二月

池田主水

(表紙)



家紋揚羽蝶

雜紋丸二桔梗

池田重利十一世池田頼功次男

池田播磨守

頼方

初名 澈之助 更名隼人 又 将監 隠居号 萬籟

父 池田頼功次男

母 堀氏藏子 堀右兵衛尉親長第五女

親長居城信州伊那郡飯田、禄高二万石江戸邸鍛冶橋門内

堀氏藏子 堀氏文政十二年癸丑八月廿三日(江戸下谷三ノ輪二卒、一享年四十二歳△江)

戸浅草松葉町海禪寺中二葬、法号貞剛院松室壽栄、位牌同寺二

安置

室 九鬼氏本子九鬼長門守隆國第五女、隆國居城摂州有馬郡三田禄

高三万六千石江戸邸霞ヶ関

本子 九鬼氏母某松平阿波守重喜第四女、重喜居城阿州名東郡徳島

禄高二万五千七百石、江戸邸鍛冶橋門内

本子 九鬼氏享和三年癸亥某月日江戸霞ヶ関二生、文政六年癸未六

月廿六日引移婚儀、慶応三年丁卯十二月十六日卒、一享年六十六歳

△、江戸浅草松葉町海禪寺中二葬、法号貞谷院妙操慈光、位牌

同寺二安置

頼方文化元年甲子十二月六日江戸下谷三ノ輪二生、公辺八享和元

年生卜ス、文化十一年甲戌十一月廿四日注記 将軍家齊公治世父頼功ノ家

督無相違拝領、々々地播磨國揖東郡ノ内新宮邸外七ヶ邸禄高三千石同十二年、△同十一年乙亥正月十一日前髪ル口、同年乙亥二月十九日家督拝礼、文政五年壬午九月廿八日謁見、全年十二月二日四ツ谷口門衛ヲ命セラル、全八年乙酉十二月二日四ツ谷門衛ノ役ヲ解カレ、全十三年庚寅正月十二日赤坂口門衛ヲ命セラル、天保三年壬辰八月十八日赤坂門衛ノ役ヲ解カレ、火事場見廻役ヲ命セラル、全四年癸巳九月十九日寄合肝煎役ニ転任、同七年丙寅九月二十日西丸目附役ニ転任、全年七月廿二日 西丸公附ニ転役、全年十二月十六日布衣ニ叙セラル、全八年丁酉十一月朔日浦賀奉行ニ転任ノ命ヲ拜シ、明丸九年戊戌二月十五日赴任ヲ命セラレ謁見、時服三羽織拝領、同十年六月十五日命ニヨリ参府謁見、全十一年庚子二月十五日帰任ヲ命セラレ謁見、時服三羽織拝領、全年三月二日西丸城造宮ニ付献金セルニヨリ時服三拝領、全十二年辛丑三月十五日命ニヨリ帰府謁見、全年九月二十日奈良奉行ニ転任、全年十一月十五日赴任ノ命ヲ拜シ謁見、時服四羽織拝領、全時諸大夫ニ叙セラレ、全十二月十五日叙爵拜礼、全年十九日江戸出發任所ニ赴ク、弘化二年乙巳十二月十一日参府ノ命アリ、全年十六日奈良出發、全年廿九日着府、同三年丙午正月十一日普請奉行ニ転任、同四年丁未九月廿八日赤坂喰違ヨリ四ツ谷門ニ至ル普請所見廻等ノ慰勞トシテ時服三拝領、嘉永元年戊申十二月八日勘定奉行公事方ニ転任、全三年庚戌六月廿三日有徳院殿百回忌用掛ヲ勤ルニヨリ時服三拝領、全年七月八日定書掛道中奉行兼帯ヲ命セラル、同年十一月十九日廣大院殿七回忌用掛ヲ勤ルニヨリ巻物五拝領、全年十一月廿日職務特ニ精勤スルニヨリ時服三拝領、同五年壬子三月晦日町奉行ニ転任、同年五月中西丸城炎焼ニ際シ尽力スルニヨリ時服四拝領、同七年甲寅十月廿四日、当春米異国船渡来事務多端ノ中、特ニ精勤ニヨリ時服四拝領、安政二年乙卯七月十二日市中用金ノ事ニ尽力スルニヨリ金五枚時服三拝領、全三年丙辰十一月十八日市中諸色潤沢掛及ヒ外国貿易事件取調掛ヲ命セラレ、全年十二月廿九日客年来震災風害アルニ際シ事務多端ノ中、特ニ勉勵市中取締等宜シキヲ賞詞セラル、同四年丁巳三月廿九日日本所

深川大橋普請中見廻等ヲ慰勞セラレ時服四拝領、同年五月廿二日職務特ニ精勤スルニ依リ特別ノ命ヲ以テ留守居次席ニ昇セラル、同年十月十五日公事裁許上聽アリ時服三拝領、全年十二月廿八日大目附ニ転役海防掛ヲ命セラル、同五年戊午二月二日鉄砲并ニ指物帳掛ヲ命セラル、同年三月二十日深川越中嶋ニ於テ銃隊訓練上覽アリ、平常ノ周旋ヨロシキヲ賞セラル八丈縞ニ反拝領、同年五月八日貿易事件取調和蘭領事官出府事件取扱ヲ委任セラル、全年十二月供連掛ヲ命セラル、同年七月十二日外国ニ係ル諸事立合ノ命ヲ拜ス、同年八月十一日 將軍代替用掛ヲ命セラル、全年九月十六日宗門改加役ヲ命セラル、同年十月九日町奉行再勤ヲ命セラル、同月廿三日神奈川開港用掛ヲ命セラル、同年十一月廿九日金穀ノ事ニ尽力スルニヨリ時服三金二枚拝領、同六年己未二月三日公事方勘定奉行当分兼帯ヲ命セラル、同年四月九日 將軍家茂公初テ公事裁許ノ上聽アリ時服三拝領、同年十二月廿八日勘定奉行兼帯ノ事務特ニ精勤スルニヨリ時服五金五枚拝領、翌廿九日勘定奉行兼帯ヲ解カレ、万延元年庚申二月十一日外国人ニ關係ノ事件取締方取扱ノ命ヲ拜ス、同年閏三月廿三日神奈川開港事業成功ヲ賞セラレ時服四拝領、翌廿四日昨年十月中本丸城炎焼ニ際シ尽力スルニヨリ時服四拝領、同年四月廿八日国益仕法掛ヲ命セラル、同年十二月廿三日外国事務多端ノ中勉勵スルニヨリ時服四拝領、文久元年辛酉五月廿六日病氣願ニヨリ本役ヲ罷ラル、寄合席トナル、全二年壬戌十月廿四日寄合肝煎役ヲ命セラレ、同年十一月十一日廿三日町奉行勤役中勘定奉行兼帯ノ事務取扱方不束ニヨリ寄合肝煎役ヲ免サレ差控命セラル、同年十二月廿三日差控ヲ免サル、同三年癸亥八月廿八日逆川渡警衛ヲ命セラル、元治元年甲子七月二日書院番頭ヲ命セラル、同月六日町奉行ニ転役、同年十一月廿四日公事方定書掛ヲ命セラル、同二年乙丑二月廿二日職務多端ノ中特ニ精勤スルニヨリ特別ノ命ヲ以テ再ヒ留守居次席ニ昇セラル、慶応元年乙丑五月廿日政事改革取扱ヲ命セラル、同二年丙寅六月廿九日勤仕并寄合席ニ命セラル、同年九月廿九日病氣ニヨリ願ノ通り隠居家督養嗣子頼誠ニ讓ル、依之從來頼誠ニ給与セラレタ

ル切米三百俵ハ、更ニ隠居料トシテ給与セラレタリ

大政復古後明治二年己巳九月十五日、采地播磨国揖東郡新宮陣屋ニ  
移住之レヨリ先キ頼誠没シ、家主ナキニ際シ家政ヲ聽、同年十月廿  
八日初テ備前国岡山ニ到リ、宗家主公ニ謁見、同年十一月八日歸  
邑、同三年庚午正月十三日 朝旨ニ基キ家臣ト主從ノ名義ヲ解キ与  
フルニ、金又物ヲ添ル各差アリ以テ家事一變ノ処置ヲナス、而後岡  
山ニ寄留シ、或新宮ニ歸リ、或西京ニ遊、全九年壬申三月廿六日東  
京府ニ出テ、浅草今戸町四十五番地ニ寄留、同九年丙子二月十七日  
○東京浅草今戸町ニ卒、△享年七十二年三月、東京浅草松葉町海禪寺中ニ葬、法  
号普聞院圓應萬頼、位牌全寺ニ安置

金子

女

父 池田頼方長女

母 本子九鬼氏

金子文政八年乙酉六月十三日江戸下谷三ノ輪ニ生、天保八年丁酉九月

二十八日生地ニ卒、△享年十三歳、江戸浅草松葉町海禪寺中ニ葬、法号信

敬院淨賢惠心、位牌全寺ニ安置

龜吉

男

父 池田頼方長男

母 侍妾民子、民子ノ父ノ氏名不詳

龜吉文政十年丁亥六月九日江戸下谷三ノ輪ニ生、同十一年戊子七月三

日生地ニ卒、△享年二歳、江戸浅草松葉町海禪寺中ニ葬、法号圭月辨珞、

位牌全寺ニ安置

池田澈之助

頼之

父 池田頼方嫡男

母 本子九鬼氏

室 米子田沼氏、田沼玄蕃頭意正女、幾女ナルヤ不詳

意正在所遠州榛原郡相良、禄高老方石江戸邸大名小路

米子 曲泚氏生年月不詳、弘化二年乙巳十一月十六日願濟引移婚儀、

嘉永六年中夫頼之卒、後和議離縁願濟、其年月日不詳

頼之文政十一年戊子八月二日江戸下谷三ノ輪ニ

生、天保十三年壬寅正月十日、日前髮執嘉永六年癸丑二月廿二日部屋住ニテ江戸数

奇屋橋門内町奉行邸ニ卒、△享年二十六歳、江戸浅草松葉町海禪寺中

ニ葬、法号天性院實相玄際、位牌全寺及ヒ播州揖東郡宮内村梅

岳寺ニ安置

三男 晴之進

男

父 池田頼方 三男

母 侍妾民子

晴之進天保四年癸巳五月十日江戸下谷三ノ輪ニ生、同五年甲午七月

十七日生地ニ卒、△享年二歳、江戸北豊嶋郡中龍泉村正燈寺中ニ葬、

法号法林良正、位牌同寺ニ安置

次女 鈴子

女

父 池田頼方 次女

母 本子九鬼氏

鈴子天保三年壬辰某月日江戸下谷三ノ輪ニ生、同七年丙申四月十四

日生地ニ卒、△享年五歳、江戸北豊嶋郡龍泉村正燈寺中ニ葬、法号

玉顔妙相、位牌全寺ニ安置

三女 鑄子

女

父 池田頼方 三女

母 本子九鬼氏

鑄子天保七年丙申二月廿七日江戸下谷三ノ輪ニ生、同八年丁

酉十二月七日生地卒、△享年二歳、江戸北豊嶋郡龍泉村正燈寺中ニ

葬、法号弘室貞願、位牌同寺ニ安置

鐘之助

父 池田頼方 四男  
母 侍妾森田氏政子、房州安房郡那古村森田吉兵衛長女、吉兵衛本實族孫高不詳

〔父房州那古村森田吉兵衛長女〕  
母全州全村根本勝藏三女まつ

鐘之助天保七年丙申五月廿七日江戸下谷三ノ輪二生ル、同日正室九鬼氏養女トナル、同十年己亥正月廿三日生地ニ卒、△享年四歳、江戸北豊嶋郡龍泉邸正燈寺中ニ葬ル、法号花岳良春、位牌全寺ニ安置

コノ間ニ頼寧、頼誠ノ二君ヲ入ヘシ

倭子

初名加壽

父 池田頼方 四女  
母 侍妾森田氏政子 池田頼誠室

倭子天保十一年庚子五月九日江戸下谷三ノ輪二生ル、同月廿二日正室九鬼氏養女トナス、安政三年丙辰二月廿六日智養子頼寧ニ配ス、後頼寧離縁後同六年己未二月四日再智養子頼誠ニ配ス

倭子

女

父 池田頼方 五女  
母 本子九鬼氏

幹子天保十一年庚子五月廿二日江戸下谷三ノ輪二生ル、安政二年乙卯二月十八日○江戸敷寄屋橋門内町奉行邸ニ卒、△享年十六歳、江戸浅草松葉町海禪寺中ニ葬ル、法号妙相院桃雲智白、位牌全寺ニ安置

男 鈞次郎

父 池田頼方 五男  
母 侍妾森田氏政子

鈞次郎天保十三年壬寅九月廿九日和州奈良奉行邸ニ生ル、全十五年甲辰四月廿四日○和、卒ス、奈良佐保邸瑞景寺中ニ葬ル、享年三歳、法号奇峰清雲、位牌同寺ニ安置

六女 銚子

父 池田頼方 六女  
母 侍妾森田氏政子

銚子弘化三年丙午六月四日、江戸下谷三ノ輪二生ル、同五年戊申三月九日生地ニ卒、△享年三歳、江戸北豊嶋郡龍泉邸正燈寺中ニ葬ル、法号桃岳了悟、位牌全寺ニ安置

岳了悟、位牌全寺ニ安置

七女 壽代子

父 池田頼方 七女  
母 侍妾森田氏政子

壽代子嘉永元年戊申十二月廿六日江戸神田橋門外勘定奉行邸ニ生ル、全五年壬子二月十日生地ニ卒、△享年五歳、江戸浅草松葉町海禪寺中ニ葬ル、法号梅莊智玉、位牌全寺ニ安置

八女 蒔子

父 池田頼方 八女  
母 侍妾政子

蒔子文久二年壬戌五月十三日江戸下谷三ノ輪二生ル、元治二年乙丑二月二日○江戸敷寄屋橋門内町奉行邸ニ卒、△享年四歳、江戸浅草松葉町海禪寺中ニ葬ル、法号妙因恵成、位牌全寺ニ安置

池田求馬

頼寧 池田頼方養子

実休 内田伊勢守正容三男

正容在所下総国香取郡小見川祿高一万石江戸邸麻布日ヶ窪  
実母 正容家女氏名不詳

室 池田頼方第四女池田氏倭子（頼方第四女） 安政三年丙辰年二月廿六日（願濟婚儀）

頼寧天保三年壬辰六月九日江戸麻布日ヶ窪二生ル、（在妻家中ノ事歴不詳） 安政三年丙辰二月十六日願濟頼方ノ養子タリ、全月廿六日引移、同四年丁巳十月三日和議離縁願濟

大太郎

父 池田頼寧 長男  
母 倭子池田氏

大太郎安政三年丙辰十二月十一日江戸数寄橋門内町奉行南邸二生、同五年戊午七月十六日（江戸）・橋門内・卒、（享年三歳）江戸谷中龍泉邸正燈寺中二葬ル、法号舜叢智英、位牌同寺安置

頼誠

初名 端吉 実名 伯耆守 又 右近将監 叙爵廢セラレ 右近

池田頼方養子

実父 米倉丹後守昌壽三男

昌壽在所武州久良岐郡金澤禄高一萬二千石江戸邸牛込門内

実母 昌壽家女鈴木氏宮子 （仙台藩鈴木太兵衛三女 太兵衛実名・禄高・住所不詳）

実母 宮子

実父仙台藩鈴木太兵衛三女 江戸深川万年橋辺二住居すト申ス事、  
実母佐野藩鈴木玄倫長女ニテ江戸鉄砲洲辺二住居すト申事

室 池田氏 頼方四女 倭子（頼方妻） 安政六年己未二月四日願濟婚儀

頼誠弘化元年甲辰十一月廿六日摂州大坂定番邸二生ル、安政五年戊午（正月十一日前髪執） 同年十一月十九日願濟頼方養子タリ、同六年己未二月四日引移 將軍家茂公治世（治世） 万延元年庚申二月廿一日（台部） 部屋住ヨリ小納戸役二命セラレ、切米三百俵役料米百俵給与セラレ、同年

十二月十六日布衣二叙セラレ、文久元年辛酉八月廿四日小性二転任、同二年壬戌十月二日、明年二月上洛ノ扈從ヲ命セラレ、同年十一月九日 公嘗テ麻疹二罹ラレ、病平癒セラレシニヨリ時服二拜領、同年十二月廿六日諸大夫二叙セラレ、同月廿九日 公ノ病中勤勞スルニヨリ銀十枚拜領、全三年癸亥正月廿二日上洛、扈從ニ付銀三百枚給与セラレ、同年二月六日命ニ依リ先発京都ニ到、同年三月二日大津駅ニ駕ヲ迎へ、同駅ヨリ陪從上洛、全年五月六日野扶扶持給与セラレ、全月九日扈從下坂、同月十三日大坂ヨリ海路扈從、同月十六日歸府、同年十一月十四日再上洛、扈從ノ命アリ、銀三百枚及ヒ野扶扶持与セラレ、全月十六日管テ上洛扈從ヲ勤ニヨリ白縮緬二匹、龍門二匹、奥縮袴反拜領、同月廿七日海路上洛二扈從、元治元年甲子五月七日京都発駕、下坂二扈從、同月十七日大坂ヨリ海路扈從、全月廿日歸府、同年八月十七日長州征伐進発ノ扈從命セラレ、全年十月十二日先是再上洛ノ扈從スルニヨリ白縮緬二匹、竜門二匹、奥縮一反拜領、慶応元年乙丑四月廿二日進発扈從命セラレ、ニ依リ、銀二百五枚及ヒ野扶持石代給与セラレ、同年五月十六日海路扈從、同月十九日大坂二着而後 公ニ随テ滞坂、同年九月十五日上洛、全月廿三日歸坂、同年十月三日大坂発駕東海道東歸、其路次伏見駅ヨリ俄ニ上洛、同年十一月三日下坂セラレシ前後常ニ扈從セリ、同二年丙寅九月二日 亡君家茂公ノ不予中精勤スルニ依リ 当君慶喜公ヨリ金二拾兩拜領、同月三日亡君ニ陪從大坂出帆、同月六日歸府、同年九月廿九日養父頼方隱居願濟家督無相違拜領、受領地播磨国揖東郡ノ内新宮村外七ヶ村禄高三千石、全年十一月六日勤仕並寄合席ニ命セラレ、同年十二月廿一日定火消役ヲ命セラレ、全月廿六日奥詰銃隊頭ニ転役、京都詰ヲ命セラレ、同三年丁卯正月廿二日支配向引連江戸出発上京ス、同年九月三日同役交代ヲ命セラレ、同月十八日歸府、同四年戊辰二月二十一日願ニ依リ奥詰銃隊頭ヲ罷ラレ寄合席トナル、此年改元明治一年 王政維新ニ際シ 慶喜公懇諭ノ趣旨アルニ依リ願濟ノ上、同年二月廿五日江戸出発、三月二日着京 宗家主公添願ニ依リ翌三日 天機伺ヒ奉リ度旨出願、即日勝手タル可クノ

命ヲ拜ス、同年五月十五日依 召參 朝、本領安堵 仰付ラレ朝臣  
 二召加ヘラル、即日拜礼、同月十七日今後王事二尽心勤勞子孫永世  
 違背之レ無キノ誓文ヲ奉ル、同月晦日寄合席ノ称呼廢セラレ下大夫  
 ノ称ヲ命セラル、全年六月廿七日召ニ依リ參 朝姫路征討ノ際、人  
 數繰出猶兵糧米三百石此代金千両同年七月十日 會計官工上納 献上スルニ依リ御用免セラ  
 レ歸邑勝手タル可ノ命ヲ拜セリ、同年七月三日召ニ依リ參朝誓約  
 仰付ラル、同月十三日京都出發翌十四日初テ歸邑、同年八月十二日  
 因幡中將慶徳公上京ノ路次新宮陣屋工枉駕セラレ懇命ヲ辱ス、同  
 年十一月中東京定府タル可ノ命有り、同年十二月二日出途、同月四  
 日備前国岡山ニ到、同月六日始テ登城拜礼滞留中殊遇ヲ辱ス、同月  
 十七日岡山ヲ辞シ歸路両谷工參拜、同月廿日歸邑、同二己巳年舊曆  
 宗家主公工予テ懇請シタル旨趣探聴セラレ、本領播磨国揖東郡ノ  
 内三千石ノ外改出高新田高等合高三千六百四拾四石五斗五升三合ノ  
 処、備前国新田改出之内六千四百石扶助シ給リ、合高壹万四拾四石  
 五斗五升三合トシテ藩屏列ニ加ヘラレンコトヲ出願セラル、ノ懇命  
 ヲ辱シ、正月七日出願セラレタリ、尔後地処取調詳細書上ケヘクノ  
 朝命アルニ際シ、封土改定御国是立サセラル可ニ依リ、同年二月  
 廿五日右藩屏ノ願ハ差控ヘラル、旨上申セラレタリ、之レニ依リ  
 主公ヨリ金千両拜領、先是全年二月五日叙爵廢止セラル、同月廿一  
 日新宮出發、廿三日西京ニ到、同月廿五日西京移住願濟、同年六月  
 十二日東京下谷三ノ輪邸從前ノ通り下賜ル、全年九月朔日采地工墓  
 參願濟歸邑、同年十二月中禄制變革下大夫ノ称廢セラレ土族ト称シ、  
 上地廩米百貳拾石、地方官京都府眞屬タリ、先是病ニ罹リ不治ノ症  
 二至ヲ以テ、同三年庚午二月中岡山藩土族池田明知ヲ養子ニ内約、  
 同年三月二日養子家督相統願濟、同月十八日卒ス、実ハ昨二年己巳  
 八月廿八日西京ニ於テ卒、享年五十六歲播州揖東郡宮内村梅岳寺中ニ  
 葬ル、法号靈光院徽山道猷、位牌同寺ニ安置

一男  
 銚之丞

父 池田頼誠 長男  
 母 倭子池田氏

銚之丞安政六年己未十二月廿三日江戸数寄屋橋門内町奉行南邸二生  
 ル、文久二年壬戌八月六日江戸下谷三ノ輪卒、享年四歲江戸浅草松葉町海  
 禪寺中ニ葬ル、法号幻光院一機宗瞬、位牌同寺ニ安置

高子

父 池田頼誠 長女  
 母 倭子池田氏

高子文久二年壬戌十月二十四日江戸下谷三ノ輪二生ル、元治二年乙丑  
 三月廿八日江戸浅草松葉町海禪寺ニ葬、法号恭雲清禪、位牌同寺ニ安置

池田鞏

明知

初名

池田頼誠 養子  
 岡山藩土池田波門明善 長男

実母 池田氏岡山藩土池田造酒 女  
 備前藩

明知天保十四年癸卯十二月廿四日備前国岡山弓ノ町二生ル、在実家中  
 ノ事歴不詳

明治二年己巳十二月廿一日頼誠養子ニ内約、播磨国揖東郡新宮工引移  
 同三年庚午三月二日願濟、頼誠ノ養子タリ、同年五月七日上京、全月  
 十八日京都府ニ於テ養父頼誠存生中願置通り家督無相違相統命セラ  
 ル、家禄百貳拾石京都府眞屬土族、全年六月八日東京移住願濟、同  
 月十八日京地出發旧采地工立寄り岡山ニ到ル有故、尔後上岡山ニ滞留、  
 全年九月晦日京都府ニ於テ旧采地播州揖東郡新宮邸ニ居住替願濟、兵

庫裏貫屬タリ、全年十一月二日生野県工貫屬替、同年十二月廿三日東京拜領邸地奉還、同四年辛未正月五日 章政公内命ニ依リ同藩士族池田賀七郎ヲ養子トスルノ願書進達、同年三月五日養子願聞濟、同年四月二日病氣ヲ以テ隱居願濟、家督養子賀七郎ニ讓ル、而後実家池田正貞方ニ寄留、同九年九月廿三日寄留地備前国岡山三卒、△享年三十四年十月二日備前国岡山区小橋町一國清寺中ニ葬、法号靈巖院道義溫柔、位牌播州揖東郡宮内邨梅岳寺ニ安置

池田頼實

明徳

初実名明徳 通称賀七郎

池田明知養子

実父岡山県土族中村諫之正備次男

正備家備前藩養子七百石 四拾五石住所備前国岡山山下住

実母斐子池田氏池田波門明善長女

明善禄高住所前記ニ詳也

頼實安政四年丁巳三月八日備前国岡山二生ル、慶応元年乙丑八月十日池田千賀太明俊備前寄合禄高千石岡山ノ前住、養子トナリ全日引移、同年十月朔日明俊遺跡無相違拝領寄合トナル、同二年丙寅五月十五日繼目ノ拜礼、明治二年己巳三月十七日職制改革ニ付、二級下座ニ列ス、同年九月十三日藩政改革ニ付更ニ知高二百石ヲ賜、同年十月廿一日等級改定一級ニ列ス、同三年癸午閏四月十日再度釐正現石四十二石土族本籍一列ニ改ル、

明治四年辛未三月五日願濟明知ノ養子タリ、同年四月二日養父明知ノ家督相続命セラル、家禄百貳拾石生野県貫屬士族、同年四月十二日養家寄留先岡山紺屋町内元田中鑛三郎邸工引移、全年五月二日岡山出発、同七日住居地播州揖東郡新宮ニ到同月十五日生野県ニ出テ家督拝礼、同月廿三日新宮出立、同廿五日岡山ニ到而後、実家中村正備方ニ寄留皇学所ニ通学、全五年壬申二月廿日飾

磨県工貫屬替、全八年乙亥四月廿七日東京府下神田淡路町二丁目同藩士族佐野鼎方工入塾英学修行、全年十月三日東京府皇学所ニ入塾、享年十八年八月、東京北豊島郡龍泉村正燈寺中ニ葬ル、法号正覚院

大道禪機、位牌播磨国揖東郡宮内村梅岳寺ニ安置

頼秀 コノ処へ入ルヘシ

池田鶴子

池田頼秀室

父 池田頼誠 次女

母 倭子池田氏

鶴子慶応二年丙寅正月元日江戸呉服橋門内町奉行北邸二生ル、明治一年戊辰九月廿一日母ト共ニ江戸出立、同年十一月三日播州揖東郡新宮ニ引越ス、父頼誠卒スル後八祖父頼方所住ニ從フ、同九年丙子一月九日祖父頼方等飾磨県ニ於テ願出ノ通り亡頼實家督相続無相違命セラ

ル金六百九十二兩六匁 家禄百貳拾石飾磨県貫屬士族、同年八月廿五日金禄ニ改定セラ

ル金六百九十九兩三匁八匁、同公債証書金高五千七百七拾五円、同年十月十一日東京本所区横網町二丁目七番地工寄留替、同十七年十一月二日入夫頼秀ニ配シ家督相讓ル

池田頼秀

初名 秀磨

池田鶴子入夫則頼誠養子

正二位候爵廣幡忠禮次男

忠禮東京府華族禄高家領五百石 録券貳万八百拾二円

赤坂区赤坂福吉町二番地住

実母 大谷氏静子 従一位勲一等 爵近衛忠熈養女、実八東本願寺大

谷光朗三女

室 池田頼誠次女鶴子明治十七年十一月二日婚儀

頼秀慶応元年乙丑六月廿九日

明治十七年七月十三日鶴子入夫屈濟、同年十一月二日鶴子寄留先東

家領式千八百六十石余 録券五万九千拾貳円

家領式千八百六十石余 録券五万九千拾貳円

家領式千八百六十石余 録券五万九千拾貳円

家領式千八百六十石余 録券五万九千拾貳円

家領式千八百六十石余 録券五万九千拾貳円

家領式千八百六十石余 録券五万九千拾貳円

京府本所区横綱町式丁目七番地工引移り、家督相続届済、旧家禄百  
式拾石兵庫県土族タリ

〔頼秀慶〕元乙丑六月廿九日山城国上京寺町鞍馬口下ル式町目高德  
寺私邸二生ル、明治七年甲戌四月十六日父母ト共ニ東京江来リ、浅  
草区浅草清島町東本願寺添地内蓮光寺寄留、全年六月二日本所区  
新小梅町志番地東京府華族從三位徳川昭武方江漢学入門、全八年乙  
亥二月廿四日赤坂区赤坂仲町九番地江転居、全年四月廿八日赤坂区  
赤坂丹後町三番地静岡県土族関欽造方江通学、全十年丁丑七月十四  
日麴町区永田町八番地東京府土族正五位中村正直私塾同人社分校江  
通学、全年十月七日全社廃校ニ付全年十一月十一日芝区芝新銭座  
町十一番地三重県土族從五位勲五等近藤真琴私塾攻玉塾江通学、全  
十五年壬午ノ三月三十一日大蔵省租税局十等属拜命、收納課勤務  
被仰付ル、全年十一月廿九日赤坂区赤坂福吉町式番地江転居、全年  
十二月廿七日大蔵省御用向勉又候トシテ金若干ヲ賜フ、全十七年甲  
申二月廿八日事務勉勵ニ付為慰勞金若干ヲ賜フ、全年五月廿日任十  
等主税属第二部勤務被仰付  
〔頼秀〕全十八年乙酉二月三日宗家々徒ニ列シ、出納方簿記探当被命ル、全  
年四月十六日願ニ依リ主税局十等主税属被免ル  
右之通ニ有之候也

兵庫県土族

東京府下本所区

横綱町二丁目

七番地寄留

明治十八年十一月

## 【史料用語解説】

※頁数下にある「上」「下」は、それぞれ頁の上段、下段を指す。

### 「系譜」

8頁上 源頼政（一一〇四〜一一八〇） 平安末期の武将・歌人。摂津源氏源仲政の長男。白河法皇にぬきんでられ兵庫頭。保元・平治の乱に功をたてた。剃髪して源三位入道と称す。治承四年（一一八〇）以仁王の令旨を奉じて平氏追討の兵を挙げたが敗れ、宇治平等院で自殺。

8頁上 播州多可郡高松村 現在の西脇市高松町。加古川中流左岸、金城山の西に位置する。地名の由来は高松山長明寺。同寺には源頼政の塚がある。境内の阿弥陀堂は頼政が宇治で自害するに際し、渡辺唱に阿弥陀堂の麓に葬ることを命じた所と伝えられている。白雉二年（六五二）法道仙人の開基と伝えられ、坊舎三六を数え、現在地より東方に位置していたが赤松満祐の乱の余波を受け消失し、現在地に移した。

8頁上 宇治合戦（平等院） 源頼政のすすめで以仁王（後白河天皇の第二皇子）が平氏討伐の令旨を諸国の源氏に発したが発覚し、宇治で戦死。【平等院】京都市宇治市にある天台宗の寺。平安時代に藤原道長が建てた別荘を子の頼道が仏寺とし、天喜元年（一一〇五）阿弥陀堂（鳳凰堂）を建立。

8頁下 親鸞（一一七三〜一二六二） 浄土真宗の開祖。別名を純空、善信といい愚禿と号し、諡号は見真大師。皇太后大進日野有範の長子。九歳で出家した。比叡山で堂僧を務め、二九歳の時法然の門に入る。専修念仏停止に連座して越後に流罪。以後、関東各地で教化に努めた。在家庭生活を肯定し、自らも恵信尼と結婚。往生の正因としての信心、報恩行としての称名念仏を説いた。著書「教行信証」「愚禿鈔」など。

8頁下 法然（一一三三〜一二二二） 浄土宗の開祖。諱は源空。諡号は円光大師。美作の人。父の遺言で出家。比叡山に入り、皇円・叡空に師事。四三歳の時、専修念仏に帰し、東山吉水で浄土法門を説く。また大原で南都北領の僧徒と法門を論じた（大原問答）。貴賤の帰依者の増加に伴い、旧仏教の圧迫を受けて讃岐（土佐となつてゐるが実は讃岐）に流罪。四年後の建暦元年（一一二二）に許されて帰洛。著書「選択本願念仏集」など。

8頁下 付弟 仏教用語。法統を受け継ぐ弟子。師より法脈を伝えるよう託される弟子。

8頁下 常陸国下妻 茨城県西部、現在鬼怒川東岸の市。もと多賀氏・井上氏の城下町。鬼怒川水運の終点で物資の中継地であった。

11頁下 摂州河部(川辺) 郡關郡 川辺郡は、摂津国中央部、兵庫県の東南部。關郡は、現在の大阪市東住吉区と生野区西半のあたりであると考えられている。

11頁下 福島左衛門大夫正則御改易 福島左衛門大夫正則(一五六一～一六二四)豊臣秀吉の旗下として七本槍の一人。関が原の戦いで徳川家康に味方し戦功をたて安芸・備後領国四九万八千石の大名となり広島城に入る。その後、広島城の修築を無断で行ったとして元和五年(一六一九)改易され、高井野に蟄居。「徳川実記」には資性強暴、悪行を行い大名として失格者、その上、叛逆のうわさがあると記されている。

13頁下 扈從(こししょう) 身分の高い人のお供をする事・随行・随從。

13頁下 江戸下谷正燈寺 山城高雄の苗を植えたとされる楓が有名。紅葉寺正燈寺と「池田織部由道碑銘」に書かれている。嘉永六年(一八五三)「改正新刻今戸箕輪浅草絵図」には燈洞寺と表記されている。現在地は竜泉一丁目二三。

14頁上 金馬代(・銀馬代) 江戸時代年礼・賀儀・家督・継目御礼などの折に、生き馬を献上する代わりに金、あるいは銀を贈ったこと。金馬代は大判一枚(黄金一〇両)、銀馬代は銀大判のち丁銀一枚(銀一〇枚は黄金一枚に相当)が標準であった。それぞれ何枚と注記して各大名の格を示す事も行われた。

14頁下 播州粟賀 粟加とも書いた(正保郷帳) 現兵庫県神崎郡神崎町粟賀町姫路藩領↓寛文三年(一六六三) 福本藩領↓寛文六年(一六六六) 旗本池田家領↓慶応四年(一八六八) 福本藩領。

### 「系譜之内御尋之趣御答」

16頁下 本国・生国 【本国】生まれた国・先祖の出た国・本来の領土【生国】生まれた国・出生地。

### 「系譜続録」

17頁下 江戸下谷三ノ輪(村) 現台東区三ノ輪一ノ二丁目・根岸五丁目・日本堤二丁目・竜泉三丁目・荒川区南千住の一部。幕府領から貞享二年(一六八五)東叡山寛永寺領へ、延享二年(一七四五)町奉行支配となり下谷三ノ輪町となる。池田家江戸屋敷があった。

17頁下 公辺 公儀・おもてむき。

18頁上 新宮村外七郎 新宮村と曾我井村・宮内村・井野原村・吉島村・段之上村・中庄村・平松村の七村。

18頁上 西丸公 第一二代將軍となる家慶を指す。

18頁上 時服 朝廷から皇親以下諸臣に毎年春・秋または夏・冬二季に賜った衣服。

18頁上 叙爵 令制で初めて従五位下に叙せられること。五位と六位の差は大きいので下級官人を脱することを意味する。

18頁上 廣大院 十一代將軍家齊の正室、近衛寔子。安永二年(一七七三)六月一七日生まれ、弘化元年(一八四四)十一月一日卒。月近衛経熙の養女(実父は島津重豪)。天保二年(一八四二)家齊公が亡くなれば、二月に廣大院と称せられる。

18頁上 巻物 『徳川実紀』によると巻物が下賜されている例は非常に多い。頼方へではないが、時に二〇巻の時もある。

18頁上 震災風害 安政初年に起こった地震。①安政元(嘉永七・一八五四)年十一月四日、東海道の大地震。死者一、三〇〇〇人。②同年十一月五日、南海道の大地震。死者数千人。③安政二年(一八五五)一〇月二日、江戸の大地震。震源地江戸川河口。死者四〇〇〇余人。

18頁下 公事裁許上聴 『続徳川実紀』に安政四年(一八五七)一〇月一三日に公事裁許の上聴があったことにより同一五日に三奉行が時服を賜ったと言った記録はあるが、具体的な事件は不明。

18頁下 八丈縞 八丈島から産する平織の絹布で、島内で産する植物染料で黄・鳶・黒などに生糸を染めて縞に織ったもの。また、各地に産する類似の織物も言う。

18頁下 將軍代替 一三代將軍徳川家定から一四代將軍徳川家茂への將軍の代がわりのこと。

18頁下 差控 江戸時代の刑罰の一。公家・武士が職務上に過失があったとき、その出仕を禁じ、自邸に謹慎させること。（『広辞苑』）

これは安政の大獄に関したもので、文久二年（一八六二）一月三日に頼方が飯泉喜内初筆の取り扱いがよろしくなかったので急度が仰せ付けられてもよいところを肝煎を免ずるにとどめることが書かれている。飯泉飯泉喜内初筆一件とは当時の人が後に安政の大獄と言われる件をそう称したもので井伊直弼が尊攘派に下した弾圧である。審理尋問の陣容を厳罰を唱えられるように改組したが、ここで頼方が選ばれた。そして反対派を一扫し、幕威を示そうとしたが、結果は幕威を失墜して衰亡を早める結果となった。よって幕府は一月二八日朝旨を奉じて大赦令を布告し大獄連者を赦免し、井伊直弼らの失政を追罰したが、この中には当然頼方も含まれていた。

18頁下 留守居次席 具体的にどういう職責なのかは判らない。何か役を持っている者が功労があつた際に任命され、これだけと言う人は居ないようである。留守居上席と言うのもある。

19頁上 大政復古 これは大政奉還と王政復古が合わさっているらしく大政復古と言う言葉はないようである。慶応三年（一八六七）一〇月一四日、一五代將軍慶喜が政権を朝廷に返上し、同一二月九日の王政復古宣言を含む明治維新へとの一連のことをさすものと思われる。

19頁上 采地 領地。知行所。

19頁上 侍妾 【侍妾】腰元。そばめ。側室。家女。↓【家女】①生まれた時からその家に居る女。家付きの娘。②養子との婚姻または婿養子縁組の時、養子から見て養親の家に居る女子。

20頁上 本貫 律令制で、戸籍に記載された土地。転じて、出身地。本籍。本籍地。

20頁上 族籍 ①そのものの属している一族。②旧制度で、戸籍に記載された華族、士族、平民などの身分。

20頁下 奈良県佐保郡瑞景寺 奈良市法蓮町六九〇。黄檗宗。

21頁下 麻疹 はしか（麻疹）に同じ。

21頁下 野扶持 將軍家の鷹場などを巡検する下級役人に与えた俸禄（ほうろく）。鳥見（とりみ）に与えた給与。

21頁下 白縮緬 白い色の縮緬（ちりめん）。白い地の縮緬。染めていない縮緬。

21頁下 龍門（龍紋・龍文・流紋・立文） 太い糸で織った粗い絹織物。中国・朝鮮から伝来した。江戸時代には多く帯・はかまに用いた。無紋や綾文があつた。21頁下 奥縞 棧留（さんどめ）の一種。紺色に赤糸のたて縞の入った舶来の綿織物。

22頁上 下大夫 【大夫】律令制における五位の通称。

22頁上 会計官 明治初年の財政事務統轄の官庁、出納・用度・駆遣・營繕・税銀・貨幣・民政の七司を管轄した。初代長官は万里小路博房・次官には大隈重信が任じられた。親政当初の財政難に際し、太政官札の発行などにより財政の緩和に努めた。翌二年七月八日の官制改定で大蔵省と改称した。

22頁上 枉駕 わざわざ訪ねてくること。相手の来訪を敬つて言う語。

22頁上 懇命 親切なおおせ。ねんごろな心ぞえ。

22頁上 殊遇 特別の手厚い待遇。

22頁上 藩屏 ①まがき、囲い②帝室を守護すること、またその者。③直轄の領地、膝元の地。東京が帝都と定まると、政府は諸大名と旗本に対し東京定府（東京に常住すること）を命じ、新宮池田家頼誠も出京した。このとき、池田家では本家の岡山藩と相談し、大名の藩屏格を得るため新宮の本領改出高合わせて三六四四石に備前国新田改出高のうち六四〇石をもらい、合わせて一万石の家禄ということにして、藩屏列（大名格）に加えられるようお願いしている。

22頁上 禄制変革 近世幕藩政時代、家臣は領主から俸禄米を給与される俸禄制で主従関係が成り立っていた。明治政府は、藩解体作業の一環として実施された封土と領民の藩主から天皇への返上を目的とする版籍奉還の枠組みの中で、この禄制の改革を諸藩に命じ、旧来の身分制は華族・士族・卒族の三階級に整理された。明治二年（一八六九）六月段階では卒族はまだなく、幕府中枢の武士から藩士に至るまでが士族に組み込まれた。

22頁下 貫属士族 【貫属】明治期、その人がある地方自治体の管轄下にあることを意味した。

23頁上 中村正儒 頼誠の急死後、岡山藩士族から養子（池田肇）が迎えられ

たが、彼もまた病弱だったため、隠居させられ、そのあとに岡山藩士族である中村正傳（旧禄高一八〇〇石）の子、賀七郎を養子に迎え、頼実と名乗らせた。24頁上 中村正直（一八三二〜一八九二） 教育家・啓蒙学者。号は敬宇。江戸の人。学問所に学び、後教授。慶応二年（一八六六）幕府よりイギリスに派遣され、帰国後静岡学問所教授となる。明六社同人。東大教授・貴族院議員などを歴任。

24頁上 近藤真琴（一八三一〜一八八六） 航海学者、算学者、国学者。天保二年（一八三一）江戸鞠町烏羽藩邸に生まれる。家は世々烏羽藩の士。明治三年海軍操練所出仕、ついで兵学大教授に任じ従七位と叙す。その後海軍の諸官に累進しついに一等教官に任じ、一九年正五位に叙せられこの年に没す。新政府に出仕後もかつての師弟、新たに教授を請う者に業を授けた。塾名を攻玉舎といい、のちの攻玉舎中学の前進となった。

#### ■参考文献

- 朝尾直弘・宇野俊一・田中琢編『新版 角川日本史辞典』（角川書店）  
『国史大辞典』（吉川弘文館）  
小林信明編『新選漢和辞典』（小学館）  
『広辞苑』（岩波書店）  
〈国史大系 第四八〜五二巻〉『続徳川実紀』（吉川弘文館）  
『播磨 新宮町史』第一〜七巻  
全国寺院名鑑刊行会編『全国寺院名鑑』  
『日本国語大辞典』（小学館）  
梅棹忠夫他監修『日本語大辞典』（講談社）  
『兵庫県地名大辞典』（角川書店）